

独立行政法人 国際協力機構  
経済開発部

カンボジア経済政策支援  
第2次事前調査報告書  
(投資環境法制度整備)

平成17年5月  
(2005年)

(株) 国際開発アソシエイツ

# 投資環境法制度整備

## (内容目次)

内容目次	(2)
「略語集」	(3)
(調査の目的・内容)	(4)
第1章 カンボジアの投資環境法制度	(4)
1. 法制度整備の実態と問題点	(4)
2. 主要ドナーによる法制度整備支援の状況	(7)
3. 投資法関連法規の整備状況	(9)
第2章 法制度整備の現状	(11)
1. 包括的な現状把握	(11)
2. 法執行制度とその機関	(16)
第3章 課題と課題解決の優先順位	(18)
1. FDIの視点から見た主な問題点	(18)
2. 優先順位の考え方	(23)
3. 結論：課題解決の優先順位	(24)
(付属資料)	
文献・資料	(26)
(別冊) 文献要旨	

「略語集」

ADB: Asian Development Bank  
AusAID: Australian Agency for International Development  
CDC: Council for the Development of Cambodia  
CIB: Cambodia Investment Board  
CIDA: Canadian International Development Agency  
COM: Council of Ministers  
DANIDA: Danish International Development Agency  
DFID: Department for International Development (UK)  
IBRD: International Bank for Reconstruction and Development (World Bank)  
IFC: International Finance Corporation  
FDI: Foreign Direct Investment  
GMS: Greater Mekong Sub-region  
GTZ: Deutsche Gesellschaft fuer Technische Zusammenarbeit  
ILO: International Labor Organization  
MAFF: Ministry of Agriculture, Forest and Fisheries  
MEF: Ministry of Economy and Finance  
MIME: Ministry of Industry, Mines and Energy  
MLM: Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction  
MOC: Ministry of Commerce  
MOCH: Ministry of Culture and Handicraft  
MOE: Ministry of Education  
MOI: Ministry of Interior  
MOJ: Ministry of Justice  
MOL: Ministry of Labor  
NBC: National Bank of Cambodia  
PNH: Phnom Penh  
PSD: Private Sector Development  
RGC: Royal Government of Cambodia  
SME: Small and Medium-sized Enterprise  
UNDP: United Nations Development Program  
UNTAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia  
USAID: United States Agency for International Development  
WIPO: World Intellectual Properties Organization  
WTO: World Trade Organization

### (調査の目的・内容) 1

本件調査は「カ」国の“日本を含む外国企業の直接投資 (FDI) の促進において具体的施策を伴う実効性の高い” 開発調査「カンボジア経済政策支援/投資環境整備」(本格調査) の為の第 2 次事前調査である。予定される本格調査において、具体的なプロジェクトの計画策定が効率的に開始されるべく、本格調査にその材料を提供するものである。

具体的な事前調査の内容は、①投資環境に関する既存の文献・資料をレビューした後、②現地関係機関へのヒアリングを実施し、③法制度整備と法の執行に係る課題を抽出し優先順位付けを行うものである。さらに、「産業分析」担当団員が実施する調査の結果を共有し、本件事前調査の結果を取り纏める。

## 第 1 章 カンボジアの投資環境法制度

### 1. 法制度の実態と問題点

#### (1) 歴史的背景<sup>2</sup>

カンボジア王国では 19 世紀後半以降フランスの支配下でフランス民法典が導入・採用され、1953 年の独立まで仏法の強い影響下にあった。法曹教育の制度もフランスから導入され、これらは現在でも色濃く残っている。1975 年 4 月から 1979 年 1 月までの 4 年間に渡る Khmer Rouge の時代に法制度も法曹人口も一掃されてしまう。1979 年に生き残っていた法曹人はわずか 6 人とされている。

ベトナムの支援の下に成立したカンボジア人民共和国の時代に、修正市民法が社会主義の理念を混合した形で再導入された。裁判制度は中央人民革命評議会が任命する各地域の“人民革命裁判所”で構成され、ポルポト時代同様に判事も検察官も法律教育を受けた者は一人もいないと言う状況であった。このベトナム支援の時代に、農民が子孫に農地所有権を相続出来る制度が導入されている。また死刑の廃止もこの時期に導入されている。いずれの制度も現在に引き継がれている。

1991 年 10 月のパリ和平合意をうけ、UNTAC の下でシアヌーク殿下が主宰する最高国家評議会政府が設立され、1992 年 8 月から UNTAC によりコモン・ローに基づく刑法と刑事

<sup>1</sup> 2005 年 3 月 23 日付け JICA 公示案件、役務提供 No.2 の公示内容、同年 4 月 28 日に JICA 経済開発部にて実施された「対処方針会議」で JICA より提出された「対処方針」(4 月 20 日)、及び同会議での議論を基に作成した。

<sup>2</sup> この節は、World Bank: Cambodia Legal and Judicial Sector Assessment, Working Draft, Nov. 2003 参照。

訴訟法を中心とする UNTAC Code が導入される。1993 年 9 月にカンボジア新憲法が採択され、1999 年に上院を国会と別に設置する修正を加えてカンボジア現行憲法が施行されるに至る。

以上の簡単な歴史背景からも十分解るように、カンボジアの法制度には様々な法体系・理念が混在しており、国際社会に合致したカンボジア独自の法制度の整備は、法規、法制、執行制度、法曹人教育、一般市民の法意識醸成等、その全てがようやく整備の緒についたところと言ってよい。

### (2) 立法手続と法の優先順位<sup>3</sup>

「カ」国における立法手続は概ね次のような形をとっている。

- ① 各省庁での法案の作成
- ② 関係省庁間会合で法案の検討
- ③ COM の法務評議会での憲法等既存法との整合性チェック
- ④ COM による法案採用
- ⑤ RGC が国会に法案提出
- ⑥ 国会内常設委員会が関連特別部会に提案し審議を受ける
- ⑦ 国会全体会議で審議・採決
- ⑧ 上院に法案を回付
- ⑨ 国王または国家元首の Royal Decree をもって法律が成立する。

成立した法律は、原則として 10 日後に PNH で、20 日後には全国で発効する。尚、国会への法案提出権は首相にも国会議員にも与えられているが、議員立法はこれまで無い。

「カ」国における最高位の法は憲法であるが、それ以下の法の淵源については未だ確立されていない。次に来るのは国際条約とされている。次が本調査で通常課題とする国会の審議・採決を経て成立した法律 (Reach Kret – Royal Decree) である。以下、Sub-Decree (Anu – Kret : COM 承認の後首相と関係大臣の署名で発効)、Ministerial Prakas(arête : 所管大臣が権限内の事項につき発効させる)と続く。

### (3) 法執行・裁判制度<sup>4</sup>

「カ」国の政治体制は司法、立法、行政の 3 権分立の立憲君主制を採っている。司法を代表するのは法執行最高評議会 (SCM: Supreme Council of the Magistracy) である。SCM の下に、最高裁判所、上訴裁判所、その下に 21 の地方裁判所 (州裁 19 と独立行政区裁 2)

<sup>3</sup> The Cambodian Legal Resources Development Centre (CLRDC): Legal System of Cambodia, Sok Siphana & Sarin Denora, 1998 参照。

<sup>4</sup> Ibid. 2 & 3

が法の執行を司っている。<sup>5</sup>

最高裁は SCM の推薦に基づく国王による任命になる 9 人の裁判官で構成されている。上訴裁は PNH にあり、全国 21 の地方裁からの控訴裁判を扱う 10 人の裁判官と 9 人の検事で構成されており、法廷は 3 人の裁判官で進められる。地方裁判所の内、独立行政区の裁判所は PNH とシアヌークビルとに設置されている。地方裁判所の第一審法廷の裁判官と検事は共に全て SCM が任命する事になっている。

上訴裁判所に上がって来る民事事件の大部分は、土地、金銭、不法行為に係る事件で占められている。現在問題となっているのは、この上訴裁の判決内容が公開されていない事である。今一つの大きな問題は、弁護士が PNH に集中しており、大半の地方裁判所の法廷で個人が専門の弁護士無しに裁かれている実態である。この 2 点は「カ」国の裁判が一般市民から殆んど支持されていないという実態の大きな原因となっている。

#### (4) 法制度上の問題点

FDI、特に先進工業国企業から見た「カ」国の投資先としての魅力は、現状残念ながら極めて限られていると言わざるを得ない。周辺国がアジア危機から立ち直る中で FDI も増えて来ているにもかかわらず、「カ」国への FDI はアジア危機前をピークにほぼ低下の一途を辿っていると言ってよい。世銀グループが 2003 年に実施した Investment Climate Survey<sup>6</sup>の結果を見ても、FDI に限らず民間投資活性化の障害は、アジアの周辺国に比べて格段に大きい。

FDI を含めた民間投資家から見た場合、投資環境としての法制度に係る問題点は、一言で言うと、制度と制度の運用実施に対しての信頼が殆んど置けないと言う事に尽きる。これを具体的に見ると、① 諸官庁官吏による企業への不必要な立ち入り検査が頻繁とあり、立ち入りの都度袖の下を要求される。② 納税企業に対する税務監査が不必要に多く、非正規の金はその都度徴収される。③ 裁判所に対する信頼度は公的機関中最も低く、この事は紛争解決の時間と費用が高く、契約の履行を担保する事が困難かつ費用のかかる事を示唆している。

これは換言すれば、法の未整備と法執行体制の脆弱さ、さらに Corruption が激しいとも言える。WTO 加盟に向けて多くのドナーの支援を得ながら必要な法整備を実施して来た RGC

<sup>5</sup> 憲法第 113 条及び第 115 条に基づく、Law on the Organization and Function of the Supreme Council of the Magistracy, December 11, 1994

<sup>6</sup> IBRD: Cambodia – Seizing the Global Opportunity – Investment Climate Assessment and Reform Strategy for Cambodia, August 2004 (文献要約参照)

にとって、WTO 加盟を果たした現在、なお法整備を急がねばならないと同時に、法治国家を目指した Governance の強化が、FDI 招致の視点からも最重要の課題となっている。

FDI に係る法制度の現状は次節以降で詳しく見る事として、ここでは法制度構築の固有の問題点を指摘しておく。<sup>7</sup> まず、官僚の法案作成の為のスキルの不足が大きい事。国会議員の法案審議能力の欠如。関係省庁間の法案作成への協力姿勢が欠如している事。この為、法案作成と成立に大幅な時間がかかっている。さらに、法律の内容が一般的に雑な規定で、不必要に多くの内容を Sub-Decree に委ねてしまっている。最後に、FDI が少ない事もあり、法の規定が実態からチャレンジを受け、法律そのものが進化して行き、同時に管轄官庁の官僚のスキルも向上すると言う好循環が期待出来ない。

## 2. 主要ドナーによる法制度整備支援の状況 <sup>8</sup>

「カ」国の法制度整備には殆んど主要ドナーが関与して来た。この分野の支援の体系的な中核となっているのは、世銀（及び ADB）の主導して来た Legal and Judicial Reform Strategy である。2003 年 6 月に RGC は Council for Legal and Judicial Reform でこの戦略を公式に採用した後、実施計画として、2004 年 11 月に Short and Medium-Term Plan of Action for Legal and Judicial Reform を全 stakeholders の参加した National Workshop を経て採択している。

この中で、ドナー側が特に注目しているのは、法規や判例を中心とした法に関する情報公開の進展である。本件調査の関連で言えば、長期間 WTO 加盟に向けて世銀グループの支援を受けて来た MOC が商法関連の法規類を掲載した Website を立ち上げた点、また CDC が同様のサイトを立ち上げた点は共に評価される。しかし、いずれも情報内容のメンテは必ずしも満足の行くレベルではなく、今後の投資環境整備にとっても注目を要する。

世銀グループの法制度整備支援の中で大きな物は、上記の体系的な支援プログラムとは別に、早くから投資法とその実施細則改定への CDC/CIB 支援が挙げられる。さらに現在 Concession Law の制定支援を実施しており、FDI 招致にも関連する特別法分野への支援も目立っている。

---

<sup>7</sup> RGC: Legal and Judicial Reform Strategy for Cambodia, Secretary of State for Commerce, Member of Steering Committee for Legal and Judicial Reform, March 22, 2001 に多くを参考としている。

<sup>8</sup> IBRD: Cambodia CAS, May 2005

ADB: Cambodia – Country Strategy and Program 2005 – 2009, February 2005

IBRD: Project Appraisal Report on a Proposed IDA Grant to Cambodia for a Cambodia Trade Facilitation and Competitive Project, June 2005

世銀と並んで、主要ドナーの中では ADB の Governance and Anti-Corruption プログラムが制度改革への支援の柱となっている。具体的なプロジェクトとしては、財政管理 (PFM: Public Finance Management) と行政改革 (PAR: Public Administration Reform) が 2 本の柱を成している。後者については、「カ」国の政治過程にまで深入りする側面もあり、RGC、ADB 共に推進に苦慮している。

本件調査の関係深い分野では、新 Land Law 2001 年の立法支援とその実施支援である土地登記プログラムが注目される。ADB は Governance と別のプログラムで、MEF と NBC を相手に 2001 年に Financial Sector Blueprint for 2001 – 2010 を立ち上げ金融分野への支援を続けている。「カ」国の経済実態からすると、この分野は Governance と並んで最も時間のかかる開発課題である。

世銀、ADB に次いで、法制度整備に注力しているのは日本 (JICA) とフランス (AFD : フランス開発庁) と見られる。JICA は一般法の中心である民法典 (含、民事訴訟法) を、フランスは刑法 (含、刑事訴訟法) の起草に長年取り組んで来ている。両国共、法曹教育、法学校の支援にも携わっている。

世銀、ADB、JICA、AFD 以外のドナーは、世銀と ADB がカバーし切れない分野と法環境整備 (教育・法曹支援) に顔を出している。本件調査の目的に照らして、関連性の高いと見られる主な支援活動をリスト・アップすると、表の通りである。

(表)ドナーの法制度環境整備支援マップ

	AusAID	CIDA	DANIDA	DFID	GTZ	ILO	UNDP
法制度改革		○			○		
土地制度改革				○	○		
法曹教育・訓練	○	○	○				
労働争議仲裁機能						○	
上院 Capacity Bldg.		○					○
Customs Cap. Bldg.		○			○*		

\*GTZ による Customs に対する支援は、貿易実務上の問題について、EU: Multilateral Trade Assistance Project for Laos and Cambodia の一環として RGC "12 Action Plans" の実施の為、関税局 (MEF) 及び CamControl (MOC) に対して詳細な手続きの分析に基づいた合理化提案を行っている。(GTZ: Review and Rationalization of Trade Documentary Requirements, 及び Strategic Review of Camcontrol, 共に 2005 年 2 月を参照。)



### 3. 投資法関連法規の整備状況

#### (1) 新投資法の理念

ここでは「カ」国の投資法 (Law on Investment of the Kingdom of Cambodia, "LOI") 及びその執行細則 Sub-Decrees について現状問題点を検討する。FDI を巡る投資環境としての法体系全体の整備状況は次の第 2 章で見ることにする。尚、LOI 及び関連する Sub-Decrees の条文の内容等詳細は後の文献要旨に譲る。

「カ」国の最初の LOI は、世銀/IFC からの起草支援を受けて比較的早い時期に 1994 年 8 月に国会で承認され成立している。その執行細則として、所管庁の CDC の組織・機能を規定した Sub-Decree が 1995 年 6 月に発効している。さらに投資の許認可手続と投資優遇措置を定めた Implementing Sub-Decree が 1997 年 12 月に LOI 施行から 3 年を経て成立している。

1994 年旧 LOI は、FDI に対するスタンスとしてはかなりリベラルなもので、Tax-holiday、関税免除といった Incentives も法律の条文上は気前良く与えられる事になっていた。しかし実態は、こうした Incentives を煩瑣且つ不明朗な手続を経て享受していた投資プロジェクトは極めて少ないというものであった。ガメント工場のように保税措置の下で 100% 原材料を輸入し製品も 100% 輸出するといった業界ではさすがに問題は少なかった（それでも通関手続に要する時間と費用は大きな問題であったが）。しかし、国内に根を下ろし様々な取引を展開するような製造業にとっては、Sub-Decree に定められた煩瑣な規定は大きな参入障害、民間投資阻害要因となっていた。

世銀/IFC の支援で新 LOI はほぼ 5 年の歳月を費やして 2003 年 2 月に国会の承認を得て発効し、現在はその Implementing Sub-Decree が COM で検討されており、本年 2005 年中には施行される見通しである（最新の Draft について文献要旨参照のこと）。

新投資法及びその執行細則の基本的な理念は、民間投資を活性化し FDI の誘致をはかり、民活を利用した経済成長を通して貧困削減を図ろうとするものである。その為に、具体的には以下の様な諸点が旧 LOI からとりあえず改善されている。

- ① Negative List (Sub-Decree, Schedule 1) に抵触しない限り投資プロジェクトは出来る限り早く認可する事。
- ② Tax incentives の scheme も出来る限り簡易な解り易いものとして FDI 及び国内投資を活性化させる事。
- ③ 関税免除については、輸出産業の Supporting Industries にも一定の限度で付与し、SME を柱とする裾野産業を育成する事。

- ④ CDC/CIB の One-Stop Shop としての機能を関係省庁との連携で強化し、投資手続にかかる煩雑さを解消する事。

## (2) 手続と関係省庁の Capacity

確かに条文を読むと旧 LOI に比べて簡明さを増しており、CDC/CIB 担当者の裁量の余地は少なそうである。その分、許認可にかかる時間と corruption の余地は共に削減されたかに見える。しかし一方、投資優遇措置の実際の享受はそれ程簡単ではなさそうであり、CIB の機能も担当者の Capacity Building と関係官庁 (特に MEF と Customs) との円滑な連携実務が進まない事には実効性は望み薄と言える。

CIB の IPA (Investment Promotion Agency) としての機能強化については、現在世銀グループが中心となって Capacity Building を支援している。<sup>9</sup> 投資優遇措置は税収確保を先行する MEF/国税局及び関税局と CDC との妥協の産物であり、「カ」国固有の財政法 (財政法定主義により毎年出される Financial Management Law) の内容によっては、投資優遇措置の実効性にも危うさが残る。

FDI のみならず国内企業にとっても大きな競争力阻害要因の一つとなっている CamControl と Customs での手続簡素化の要請は、世銀や JICA、CIDA 等を中心にシステムの改善 (transparency を増す事にもなる) と税関吏の職業訓練が進められている。LOI のみならず納税手続や通関手続の改善スピードも FDI の今後の動向に大きな影響をもたらす環境要因である。(この点は世銀グループの 2 報告書の文献要旨を参照)

---

<sup>9</sup> 世銀グループの FIAS (Foreign Investment Advisory Service) と MIGA (Multilateral Investment Guarantee Agency) が 2005 年 3 月に始めている。

## 第2章 法制度整備の現状

### 1. 包括的な現状把握

#### (1) FDIの投資環境としての法制度<sup>10</sup>

途上国の市場に直接参入しようとするFDI(正確には投資主体である企業や個人であるが、ここでは便宜上FDIと総称する)にとって、相手国市場を取り巻く法制度及びその完成度が投資決定に際してどの程度の重要性があるのかは、実証的には必ずしも自明の理ではない。法体系が仮に完璧であっても、市場が政府の過度な介入によって歪められていれば、十分な投資リターンを一定の将来にわたって期待出来ないかも知れず、そうした不安定な国にはFDIは来ないであろう。逆に、法体系と言える程のものは殆んど整っていないが、自由な市場と財産権の確保、それに何らかの有効な商事仲裁システムが確約されていれば、他の条件が満たされればFDIは入ってくる。つまり、法体系の整備は、FDI参入にとって十分条件どころか、必ずしも必要条件でもない。実は、歴史的に見ても、FDIのみならず民間投資の増大と経済発展が法体系の整備と同時進行したのはアングロサクソンの2国だけである。

現在FDIを一つの梃子に急成長している中国が良い例で、文化大革命後の混乱が一応収束した1980年代から先進工業国の対中国投資は徐々に増加して来たが、1990年代に至るまで中国がFDIにfriendlyな法体系と言えるものを備えていたわけではない。いわゆる法治(Rule of Laws)の市場ではなかったし、未だに実効性を伴った法体系が先進工業国並に備わっているとは誰も考えてはいないであろう。

「カ」国で5年以上に渡り活動をしている数少ない大手のFDI(Tobacco, Garments, Textiles, Shoes, Motorbike, Metal Fabrication, International Law Firms及びInternational CPA Firms)のExpatriate Managersに話しを伺うと、「カ」国の投資障害として最大の問題は、不十分な法整備と目に余る役人のRent-seeking(言い換えればcorruption)だと言う意見が大部分である。これを企業活動の実態に即して言うと、諸手続(Tax incentives, VAT, Profit tax return, Customs等)に時間と費用がかかり過ぎる事、さらに密輸入や脱税企業(いわゆるinformal sectors)が跋扈し公正な市場が機能していない事と理解できる。

こうした歪んだ市場や不必要に高いビジネス・コストは、確かに法の不備もあるが、むしろ法の執行の脆弱さと法意識の低さ(大きくは国としてのIntegrityの欠如)に帰着する。

---

<sup>10</sup> Katharina Pistor & Philip A. Wellons: The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960 - 1995, ADB TA No. 5665 - REG, 1999, Oxford University Press  
IBRD: World Development Report 2005 - A Better Investment Climate for Everyone, 2004, Oxford University Press

アメリカの世界的なタバコメーカーは、原料の葉タバコを栽培する農家に摘み取った葉を会社にきちんと納める（密売人に横流ししない）商慣習を植え付けるのに数年かけて農家の育成に膨大な先行投資を行っている。しかもなお無数の偽ブランドタバコ業者と市場で競争を強いられている。

「カ」国の投資環境法制度整備と言う課題は、一通りの法体系を準備すれば済むものではない。むしろ国としての法の執行と法意識の醸成と言う息の長い課題である事を覚悟する必要がある。しかも、「カ」国の場合、法体系が揃ったからと言って、FDI がどっと入って来るとは予想できない。FDI にとって最低限の条件は、法の分野で言えば、私有財産の保護と取引の安定性や予測可能性が確保される事である。この要件は、一部は法体系の整備（執行も含め）で対応出来るが、多くは他の社会経済的要因から決まってくる事は看過できない。

「カ」国に関する以上のやや消極的な法制度整備の見方とは別に、その実効性は措いて、とにかく法体系を整備しなければならないと言う要請が経済のグローバル化や地域化から来ている。ASEAN 及び WTO の加盟国として、国内法の国際標準との harmonization という 90 年代当初まではほとんど存在しなかった国際的な要請がある。次節で見るように、投資関係に限ってもかなりの法律を準備する背景には、大部分が WTO 加盟の為の必要条件として、MOC を中心にドナーの支援で起草作業を迫られた事がある。

## （2）投資促進に係る法体系の現状

FDI の参入から生産・販売活動、さらに紛争処理、場合に依っては会社の閉鎖に至るまでの経済活動を規定する法をあげれば限りが無いとも言える。しかし通常必要となる法体系はおおよそ次のようなものであろう。

- ① 一般法として民法と商法
- ② 商法の特別法として会社法、破産法、投資法、特定産業法等
- ③ 商法或は民法の特別法と言っても良いが、市場及び市場行動に関する法、例えば、独禁法、知財権保護法、担保法、外為法、証券法、労働法、土地法、工業標準法、法定計量法、食品安全基準法等
- ④ 税法、関税法、工場法、企業会計法、Concession 法等の行政法
- ⑤ 組織法として商工会議所設置法、協同組合設立法等
- ⑥ 紛争処理、仲裁に係る商事仲裁法、商事裁判所設置法、一般裁判所法等
- ⑦ 手続法規として商業登記法、不動産登記法、登録法、特別法の執行細則
- ⑧ 条約として AFTA、WTO、投資保護条約、知財権保護に関する各種条約、国際商事仲裁条約等

こうした法体系の「カ」国における 2005 年 5 月現在の整備状況は次表の通りである。

(表)カンボジア投資関連法規の準備状況

2005年5月25日現在

法規	所管官庁	Donor	現状/備考
<b>1. 投資法・経済特区法</b>			
Amended Law on Investment February 2003	CDC	IBRD/IFC	"LOI"
Sub-Decree on the organization and functioning of CDC August 2004	CDC		
Sub-Decree on the Implementation of LOI	CDC	IBRD/IFC	At COM
Sub-Decree on the Establishment of Sub-committee of the Province February 2005	CDC		
Sub-Decree on Special Economic Zone	CDC	JICA	At COM since 2003
<b>2. 一般法</b>			
Civil Code	MOJ	JICA	At COM
Civil Procedure Code	MOJ	JICA	At COM
Commercial Codes			Not to be prepared
<b>3. 商法関係法規群 (全てBillの段階にある)</b>			
Law on Commercial Contracts	MOC	ADB	No progress at this moment
Law on Commercial Enterprises	MOC	IBRD	(17 May 2005 enacted)
Law on Commercial Agency	MOC		No progress at this moment
Law on Secured Transactions	MOC	ADB	At COM
Insolvency Law	MOC	ADB	At COM
Law on Commercial Arbitration of Cambodia	MOC	CIDA	At NA (very close to enactment)
Law on Establishing Commercial Court	MOC	CIDA	Returned from COM to MOC
Government Securities Law	MEF	ADB	At COM, coupled w/ Sub-Decree
Commercial Leasing Law	MIME	ADB	Drafting to be commenced later this year
Law on the Commercial Rules and Registration	MOC		May 1995 Law was amended 1999.
<b>4. 経済法・市場関連法</b>			
Anti-Dumping Law	MOC		Yet to be drafted
Amended Law on Taxation March 2003	MEF	IMF	
Law on Customs	MEF	IMF	At NA
Law on Foreign Exchange September 1997	MEF		
Labor Law 1997	MOL		
Land Law 2001	MLM/MOJ	ADB	
Law on the Management of Quality and Safety of Products and services June 2000	MOC		
Law on Industrial Standards	MIME	UNIDO	In MIME (English Ver. not available yet)
Sub-Decree on Materials Standards 1998	MAFF		Under revision
Law on Management of Factory & Handicrafts	MIME		At NA (English Ver. not available yet)
Factory Law	MIME		Included in the above Law
<b>5. PPI 関連法案 (Private Participation in Infrastructure)</b>			
Sub-Decree on BOT Contract February 1998	MEF		Possibly to be replaced by the following.
Law on Concessions	CDC	IBRD/IFC	At COM "LOC"
Sub-Decree on Implementation of LOC	CDC	IBRD/IFC	At COM
<b>6. 知財権保護に係る法案</b>			
Law on Marks, Trade Names and Acts of unfair competition February 2002	MOC	WIPO	
Law on Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs January 2003	MOC/MIME/ MOCH W/C	WIPO	
Law on Copy Rights March 2003	as above	as above	
Law on the Protection of Layout-Designs of IC	as above	as above	In MIME
Law on Undisclosed Business Information	as above	as above	Not prepared yet
Law on Geographical Indications	as above	as above	Not prepared yet
Conventions on IPs		WIPO Member 95, Paris Convention 98, ASEAN Framework Agreement 99	
<b>7. 組織・団体法</b>			
Law on the Chambers of Commerce May 1995			
Laws on Business Associations, Cooperatives, et al	MOI		Yet to be prepared

個別の法或は法案についての説明は文献要旨に譲るとして、「カ」国の投資環境法制度そのものはかなり整備が進んで来ていると見てよい。投資法及びその執行細則については既に検討したとおり、年内には整備完了と見越されていて、これを受けて経済特区法も成立の見込みである。一般法の一つの柱である民法典は民事訴訟法と共に現在 MOJ で JICA 専門家の支援を得て COM との間で最終的な詰めの段階に入っている。但し、民法の国会審議は他の技術的な法案と異なりかなりの激論が予想されよう。

MOC の所管である商法関連の特別法群は、ADB、世銀、CIDA の支援で起草され、優先度の高いものから COM での検討に入っている。RGC としては、こうした特別法を全て包含した商法典 (Commercial Codes) を制定するには民法と同様かそれ以上に時間がかかると見て、経済の実態からの要請に応えるべく、まず各特別法の制定から準備を進めている。

経済法、市場関連法については、工業標準法の準備が遅れているものの、他の重要法案は略成立しているか成立間近にある。「カ」国の歴史的背景から施行困難な土地法も 2001 年 Land Law として制定され、その後 Implementation Sub-Decree が幾つか発効しており、その実施 (特に土地所有権の確保と登記) が ADB の支援を中心に進められている (ADB: Land and Administration Project 2002 - 2007<sup>11</sup>)。尚、1997 Labor Law については、労働組合の規定等、実勢に遅れている部分もあり、改正が検討されつつある。尚、企業会計・監査については、2002 年 7 月に Law on Corporate Accounts, their Audit and the Accounting Profession が制定されているが、国際会計基準に沿った企業会計基準は未だ整備されていない。

インフラの建設、操業、維持に民間の資金と経営力を活用しようと言う PPI (国によって、PPP: Public Private Partnership; PFI: Private Financial Initiative; PPA: Public Private Alliance と称されている) を規定する Concession Law は、これまで BOT Contract で実施された幹線道路、水道及び都市のゴミ収集処理といったプロジェクトが不透明な形で民間参入を招き操業にからんで様々な問題を引き起こした事に鑑み、CDC、世銀/IFC を中心に制度の立て直しを図るものである。この分野は、法律、金融、経営といった面での技術的要素が強い事もあり、世銀/IFC の起草支援を受けた後、RGC-PS Forum の下の Sub-Steering Committee on Investment Climate and PPI で数度にわたる修正を経て、今なお CDC と COM との間で審議が続いている。

知財権保護に関する法案は、「カ」国としては極めて稀な例であるが、MOC、MIME 及び MOCH の 3 省で組織された Intellectual Property Rights Coordination Committee の場で

<sup>11</sup> ADB: SME Development Framework, October 2004, p.27

主に WIPO からの支援を受けながら準備が進められている。「カ」国にとっては、いずれも WTO メンバーとして 06 年末までに備えなければならない法（いわゆる TRIPS: WTO Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）ではあるが、同国の技術水準と市場の実態からはややかけ離れた分野もあり、草案作成は難航している。知財権に関する国際条約は、1995 年に WIPO に加盟した後、翌 96 年にアメリカとの間で Trade and Intellectual Property Rights Protecting Agreements を締結、98 年に Paris Convention 加盟、99 年に ASEAN の知財権協定に参加している。

組織・団体法の分野では、商工会議所（地方商工会も含め）設置法が 1995 年にいち早く制定され、PNH 商工会が存在しているが、地方に於いては殆んど設立に至っていない。現状では、他の事業組合は単に MOI に届けを出すだけで、その権利・義務は法的に確立されていない。この分野では、特に Agro-industries の育成と振興に必要な農業組合法の設立が望まれる。

### （3）今後の課題

以上、「カ」国における投資環境としての法制度整備の状況を見て来たが、同国は移行経済、それも紛争状態終結からの国家建設と言う極めて困難なスタートを 90 年代も半ばになって切ったわけで、法制度整備は通常の上国以上に困難を伴う。特に、この国では、Khmer Rouge と言う現代では稀に見る暗黒の時代を経て、有意の人材が殆んど消えてしまった事を考慮すれば、10 年やそこらでの国家建設は至難の技とも言える。

こうした人材不足は、WTO 加盟に向けての膨大な法案作成作業にはっきりと表れている。殆んどあらゆる名の通ったドナーの（正確にはその TA コンサルタントの）草案作成でしのいで来たプロセスが 2004 年の WTO 加盟で一段落した。しかし、成立した法はクメールの慣習を全く知らない外国人が残した物で、投資関連法制については特に、果たして法実施の当事者たる経済官庁の役人がどの程度理解しているのか、極めて心許ない。世銀グループでは、法の執行細則作成に関しては、出来るだけ ownership を発揮させるよう Drafting に手を出さない方向で進めている。「カ」国にとっては、歴史上初めての市場経済であり、そうした市場を前提とした初の近代的法体系でもあり、実施能力が不十分なのは仕方が無いとも言える。

今一つ「カ」国にとっての大きなハンディは、実体経済から、特に FDI から、法がチャレンジを受けるチャンスが周辺途上国に比べて極端に限られていることである。法、特に市場行動に係るものは、常に現実との葛藤の中で進歩して行くもので、これに伴って所管官庁の役人も法に対する理解と法案作成のスキルを磨いて行くものである。「カ」国の場合は、その地元経済に根を張った FDI が極めて少なく、新に参入する工業国からの製造業部門の

FDI も殆んど見られない。こうした状況の下では、法の改善・進化も望めないし、逆にそうした不十分な法制度の市場に直接参入しようとする FDI も限られてしまう可能性もある。

こうした人材不足と実体経済の構造的な弱さの下で、RGC は貿易、投資（含、FDI）、SME 等の振興と Rule of Laws の実現（Governance の改善）を図るべく、2000 年にフンセン首相が IFC と AusAID を事務局にスタートしていた RGC -Private Sector Forum を主催していた。2004 年になって、この下に Sector 別の 7 Working Group<sup>12</sup>と Cross - Cutting Issue として民活促進の Committee（Steering Committee on Private Sector Development）を公式に立ち上げた。さらに、この PSD Committee の下に 3 Sub-Steering Committee を設けている（Investment Climate, Trade Facilitation 及び SME）。

法案の審議もこうした Working Group 或は Sub-Steering Committee で、関係者の意見を採りいれつつ準備する体制になって来ている。必要に応じて、Technical Working Team を作り技術的な側面にも対応しようとしている。先にも見た Draft Concession Law もこうした場で検討されている。この議論に「カ」国の官僚が幅広く、どの程度実質的な参加をして来るかは今後の課題であろう。

最後に、法制度整備で問題なのは、既に見たとおり多くのドナーが法案作成に関与して来たが、彼ら相互間の対話は殆んど無かった事である。極端なケースでは同じ法案を複数のドナーがお互い解らずに支援すると言う事さえ生じている。<sup>13</sup> 法作成過程では、COM の Council of Jurists で法律間の整合性をチェックする事になっている。彼らはかなり優秀な法律家ではあるが、これだけ大量の法案を十分チェックできるかどうか疑問である。特に、一般法の基本である民法典と他の法律との整合性はあるのかどうか懸念される。さらに、Commercial Codes を作らずに各特別法で対応しているが、その間の整合性はかなり疑わしいものがある。

## 2. 法執行制度とその機関

### （1）脆弱な裁判所制度

既に述べたように「カ」国の公的機関の中でも裁判所は最も信任の薄い機関との位置付けとなっている。世銀グループの実施した 2003 年投資環境調査の結果、91%の回答者が裁判

<sup>12</sup> 次の 7 部門：農業及び Agro-Industry、観光、製造業及び SME、法・税・ガバナンス、金融を含むサービス、インフラ及びエネルギー、貿易支援及び輸出手続。毎月一回の定例会議を開催している。

<sup>13</sup> 実は、90 年代後半に、世銀の法制支援チームが MOC と MOJ を対象に、商法の特別法の分野で殆んどの法案を Draft している。その後、再度 ADB と CIDA の TA コンサルタントが新に再度同じ法案を Draft し現在に至っている。



所を公平ではないと評価している。さらに、アジア地域での比較で「カ」国は契約執行の費用が最も高い国との評価を受けている。<sup>14</sup>

裁判所乃至は裁判制度は、法の執行、特に FDI にとっては契約執行を担保する最後の拠り所であり、その制度自体がこのような状態ではまともな FDI は寄り付かないであろう。

こうした脆弱な裁判所制度の背景には、元々裁判官として適格な人材が払底していた事、裁判官の薄給（公務員と同等、つまり普通の判事で給与は US\$25/月<sup>15</sup>）、不十分な三権分立（CSM と行政の癒着）と色々あるが、最大の問題は極端な人材不足であろう。Khmer Rouge の後、裁判官に任命されたのは殆んどが法教育を受けていない教師達であった。120 名の判事の内、正規の法資格を有する者はたった 10 名であった。<sup>16</sup> さらに、判事の訓練制度は存在せず、訓練は不定期かつ小規模に実施されているだけで、組織的には行われていない。（各ドナーの支援もあるが、体系だったものではない。第 1 章 2 節参照）

## （2）法学教育<sup>17</sup>

「カ」国で現在正規の法学教育を担っているのは、MOE の管轄下にある PNH 大学法学部だけであり、4 年間のコースに約 1,800 名の学生が在籍している（毎年 300 名程度の学生が drop-out している）。学部とは別に法学修士プログラム（2 年間）と法律専門家プログラム（2 年間）を実施している。以上の卒業生は、The Bar of Cambodia の会員加入資格が与えられて、この資格を正式に取得すると法曹界で法律家としての職に就くことが出来る。

PNH 大学法学部は 1993 年に再建されたものであるが、フランス政府からの支援が柱となっている外、米ミシガン大学と仏リヨン大学からのカリキュラム支援が行われている。現在、フルタイム・パートタイム併せ 45 名の教授陣を抱えるが、カリキュラムの Up-date や設備の充実は遅れている。かつては PNH 大学以外に National Institute of Management でも法学士を出していたが、教授陣不足と学生の経営学選好で、現在は Business Management だけを講じている。

総人口が約 1,350 万人の「カ」国の規模からすると、毎年 300 人前後の法律家の卵が輩出している現状は、量的には問題無いとも言えようが、既に述べたように法曹人口の大部分が PNH に集中している実態は大きな問題となっている。さらに、教育内容の質については、今後社会経済の現実にマッチした Up-date が急務となっている。

<sup>14</sup> Ibid. 6, p.21

<sup>15</sup> 2004 年以降、公務員改革の一環で US\$300/月となっている。この水準は経済官庁本省の課長クラスに対応する。

<sup>16</sup> Ibid. 7, p.22. 尚、「カ」国では裁判官と検察官とは同種・同等の職種とされ、両者は法廷毎に立場を替えるので、総称して判事 (judges) としている。

<sup>17</sup> Ibid. 2, ANNEX 12.

### 第3章 課題と課題解決の優先順位

#### 1. FDIの視点から見た主な問題点

##### (1) 法制度固有の分野の課題

投資環境法制度を投資家の立場から広く捉えて、諸手続/規定及びその実施プロセス、法律(含、執行細則)、法体系、法執行制度(裁判所)の分野に大別して「カ」国の抱える課題をまとめると、次のような諸点が指摘されている。

(諸手続/規定) CamControl、通関、税、VAT、商業登録、各種事業ライセンス等について、① 手続規定の不明確・不透明、② 複数省庁に渡る重複、③ 不当に高い手数料(含、賄賂)、④ 取得に時間が掛かり過ぎる、⑤ 不合理な全数検査システム(特に、CamControlと通関)が投資参入或は事業活動にとって大きな障害となっている。(詳細については、文献要旨及び当該文献参照)

現在、こうした課題は世銀、ADB、UNIDO、JICA、CIDA等殆んどどのドナーが各省庁の現局レベルで改善指導とCapacity Buildingを支援している。ただ商業登録に関しては、SME振興の視点から様々な問題指摘がなされているが、現在国会審議中の会社法(Bill on Commercial Enterprises)との関係もあり、MOCとしては商業登録法改正を今後の課題としている。

(法律) 前章で検討した通り、産業共通の投資環境整備に必要な最低限の法律は審議中のものを含めて略出揃っていると見えよう。投資法の執行細則、特区法(Sub-Decree)、インフラ投資に大いに関係するConcession Law及びそのSub-Decree等が国会審議中かCOMの承認を待っている現状である。前出の法準備状況を示す(表)の中で、知財権の保護に関する法律がMIMEで起草段階或は支援ドナーの出現待ちのものがいくつかある。これらはいずれもWTO加盟国としてTRIPSの規定上、2006年末までに立法化の必要のある法案である。

(法体系) 既に見たように、「カ」国の法体系は歴史的背景から様々な法理念・体系が混在している。特に、UNTAC以降は米、加、仏、日本といったドナーがそれぞれ自国の体系理念を無意識の内に持ち込んで起草・構築をして来た。投資法に関連性の深い法律法案は、大部分が米英の体系で占められており、技術的な色彩が強い事もあり、FDIにとって混乱を生じる事はないであろう。

問題は、民・商法という一般法と商法関連の特別法規群との間の整合性である。既に述べたように、経済の実態からの要請に応えるべく、RGCでは準備に時間を要するCommercial Codesは作らずに、関連する個別の法律を制定する方針で進んでいる。一方、Civil Code

は日本（JICA）の支援でかなり作業が進んできており、既に COM での詳細検討に入っている。こうした法体系の下で、実際のビジネスに影響を及ぼすような不整合性が無いかどうかは何処かで検討される必要があり、それは恐らく Commercial Codes 作成と共に実施されるべき作業であろう。

（法執行制度） 「カ」国の裁判所及びその制度が抱える深刻とも言える問題点は前章で既に指摘した通りである。こうした課題に対して、Council for Legal & Judicial Reform は十分機能しなかったが、RGC は世銀の協力を得て改革の方針と Framework を作成し、2004 年からこの Council はようやく動き出した。<sup>18</sup> 喫緊の課題として、7 の優先分野を絞り、裁判所関係では、No.4 裁判所の強化と No.5 一般裁判所以外での商事紛争解決のメカニズム構築が掲げられている。

それぞれの components を見ると、裁判所及び判事の各能力アップの為に、Anti-Corruption Law & Measures, Commercial Court/Chamber, Commercial Arbitration Law 及び法律専門学校のそれぞれの設立があげられている。この内、商事仲裁法については、前出の（表）にあるとおり、現在法案が国会審議の過程にある（CIDA の支援）。いずれも主要ドナーからの専門的な支援が必要であり、RGC としては技術援助を期待している。

## （2） 優先産業部門固有の法的課題

本件事前調査の「産業分析」の結果、FDI 誘致の潜在性の高いと考えられる（サブ）セクターとして次の分野が挙げられている。

- インフラ・セクター： 電力、上下水道、道路、空港、港湾、経済特区の開発・運営
- Agro-industries： ゴムプランテーション
- 観光産業： ホテル、Handicrafts、Supporting Industries and Facilities
- オイル・ガス開発

この Long-list の中で、観光産業については、RGC も PNH、シエムレアップ、シハヌークビルを優先地域と指定し、関連インフラの整備（空港、道路、上下水道、ホテル、電力等）の重要性を指摘している。この内、PNH については Pochentong 空港の改築を始めとしてここ数年大幅な改善が成されている。一方、日本（JICA）は現在、開発調査「シエムレアップ/アンコール地域持続的振興総合計画調査」（2004 年 10 月～2006 年 3 月）を実施しており、この TOR には観光産業振興も含まれている。こうした現状を考慮すると、本件「本格調査」（2005 年 8 月開始予定）の優先課題とは推し難いと考えられよう。

---

<sup>18</sup> RGC (CLJR): Short & Medium – Term Plan of Action for Legal & Judicial Reform, June 2004

Agro-industriesについては、世銀、IFC、ADB、GTZ、DFID 等殆どどのドナーが将来の有望産業（必ずしも FDI 向けとはしていないが）としており、事実幾つかの民間企業による参入案件もある（但し、現状成功例は極めて限られている）。農業は元々「カ」国の主力産業であり、60年代にはこの地域の一大穀倉地帯として近隣諸国への輸出基地でもあった。現在も農業は米の自給体制を達成した後、重要な産業に違いは無いが、大部分が小規模自給農家で潜在失業を抱え、灌漑設備と Feederroads の不備で労働生産性は極めて低い（ADB: Agricultural Sector Development Program 2002 年等参照）。

Agro-industries を FDI の対象として見ると、現状は 25 の会社（国営公社も含め大部分が地元資本）が農地 723 k ha. の Concession を与えられているものの、その内わずか 11%（82kha.）しか耕作されていない。こうした一般的な状況の中で、ゴムプランテーション部門は 7 社の国営公社を中核に近年は小規模ゴム栽培農家の増加も加えて一つの有力産業サブセクターを形成している。しかし、生ゴムのベトナム向け密輸出、古い精製設備、低生産性、工場の土壌環境汚染、低い企業経営能力、さらに IRA（International Rubber Association）非加盟による国際市場での品質保証の無い事等々の課題を抱えている。<sup>19</sup>

IRA 加入の要件としては、ゴム生産農家の協同組合の組成が必要であり、RGC としては、事業組合設立法の制定が急務である。この分野については、ゴム公社の民営化も視野に入れた ADB による農業部門開発プログラムが長年実施されてきており、これとの Duplication の問題があり、本件本格調査の候補とはなっても優先順位の高いものとする事は困難であろう。

オイル・ガス開発については、そもそも ODA の対象に馴染み難いと言う問題がある。タイ国境に近いシャム湾に原油・ガス田が有るとの情報古くからある。しかし、科学的な試掘調査等はほとんど実施されておらず、推定埋蔵量ははっきりしていない。この分野は実際に開発するとなれば、試掘の段階から FDI の力を借りる必要性があるとは言え、国際市場の動向から特に開発調査を実施するまでもなく、条件がある程度整えば FDI が参入して来よう。鉱区の設定、鉱区開発権の国際入札、Production-sharing 等々、RGC として対処しなくてはならない法制度（国際私法の分野も含め）は多々あるが、具体的な案件が出て来たら対応する方がはるかに効率の良い分野である。<sup>20</sup> 以上から、この分野を本件開発調査の優先度の高いサブセクターとするには困難が伴うであろう。

<sup>19</sup> ゴムプランテーションの抱えるこうした問題点を企業経営の視点から詳細に記述したものとして、JICA Advisor to MIME: Industrial Development Strategy & Action Plans for Cambodia, May 2003, pp.20 - 24 参照。

<sup>20</sup> ADB の場合、その約款（設立の Agreements）に明示的には記載されていないが、石油・ガスの開発には、鉱物資源調査 TA までは実施しても、その先具体的な投融資につながるような案件にはコミットしないと言う政策がある。

インフラ・セクター開発に係る細かな分析は本件事前調査の「産業分析」に譲るものとして、ここでは FDI 誘致の潜在性の高い電力（特に、IPP: Independent Power Production を想定）と経済特区開発の為の法制度整備について検討する。これらのサブセクターが比較的高い潜在能力を備えていると見る根拠には次の様な諸点が挙げられよう。まず、いずれも比較的大きな国内市場（電力については場合に依っては輸出市場もある）を有している事。関連法制度がその実効力をも含めて準備されれば、投資家にとって投資リスクがかなりの程度推定可能となる事。FDI、特にわが国の投資家に途上国での実務経験が蓄積されている事。製造業と異なり、事業運営にそれ程複雑且つ特殊な技能を必要としない事（勿論、人材育成は必須であり、特に経済特区に関しては「カ」国に存在しないため基本的な教育訓練から必要となる）。当該分野、特に電力については、わが国でも投資意欲が伺われる事。<sup>21</sup>

こうしたインフラプロジェクトを FDI が実施するためには、全て政府との Concession Agreements がベースとなるが、既に見たとおり Concession Law はその執行細則と共に COM/CDC にて具体的に検討されている（草案については、文献要旨参照）。この他に、少なくとも次の様な共通の法規が準備されなければならない。

- (i) Concession Law & its Implementation Sub-Decree
- (ii) Environment Laws & Regulations
- (iii) Laws & Regulations on Financial Transactions
- (iv) Land Law & its Implementation Sub-Decrees

上記のインフラ投資関連法規の中で、環境保護法については、Environmental Protection and National Resources Management Act 1996, Sub-Decree on Water Pollution Control 1999, Sub-Decree on Solid Waste Management 1999, Sub-Decree on Environmental Impact Assessment 1999 及び Sub-Decree on Air Pollution and Noise Disturbance Control 2000 がいずれも環境省の管轄下に存在している。しかし、どれも「カ」国の現状ニーズにはそぐわないものとなっている。

金融関係の法規は「カ」国の金融市場の発展段階から、実質、金融機関を規定するものだけで、市場と financial instruments を規定する法規類は手着かずの状況にある。インフラ投資は、民間の FDI が参入するとすれば当然の事ながら適正な投資リターンを期待するわけで、投資額も比較的大きなものとなる。現在数件稼働している IPP とは一桁違う投資金額となろう。IFC や国際金融市場からの資金調達も必要となり、「カ」国にとっては従来経験の少ない国際金融市場との本格的な付き合いが出てくる。プロジェクトが Bankable とな

<sup>21</sup> 例えば、2005年5月16日付日本経済新聞（朝刊）海外 IPP 電気事業に関する記事（1面及び11面）参照。

るためには、様々な金融取引上の手法が検討されなければならない。MEF や NBC による金融分野の Regulations が必要となって来る。<sup>22</sup> 土地利用に関しては、特に説明を要しないと思われるが、要は事業主体（所謂 Project Company）の土地リース権が適正期間保護される事につける（勿論、投資家にとってもユーザーにとっても適正なリース料のレベルでなければならない）。

電力の分野については、Law on Electricity, Law on Establishing the Electricity Authority of Cambodia(EAC), Law on Power Operating License<sup>23</sup> 等が必須となる。いずれも現在存在する法規であるが、所謂 PPI を十分考慮の内に容れたものではなく、それだけでなくも不十分な法規と見られており改定の必要がある。

経済特区については、現在 RGC (COM) で検討中の Sub-Decree 及び特定特区開発に係る Sub-Decree もしくは Prakas が必要となる。シハヌークビルの他に、タイとの国境地帯にタイからの投資を当てにして、ココン、パイリン、ポイペトと言った工業団地候補予定地が存在している。

経済特区については、JICA 開発調査「首都圏・シアヌークビル成長回廊地域開発」2003年6月と現在審議中の Sub-Decree があるが、他のドナーでこの開発分野に参加乃至は支援を検討しているところは現在無いものと思われる。一方、電力開発については、世銀と ADB が電力開発計画策定を 1998 年から RGC に対して支援してきており、世銀は Rural Electrification Project 2003 を、ADB/AFD は Provincial Power Supply Project を実施中である。日本からは JICA 無償供与の実績が有る他、JBIC からの円借款に対する期待もある。現在、全国規模での 2020 年までの電力供給計画策定が世銀の指導で行われている模様である。こうした状況に鑑み、FDI による発電部門 (PPI) 参加の「本格調査」は、関係機関・ドナーとの RGC を交えた、公的部門 (EDC : Electricite du Cambodge) との役割分担を戦略的に議論して行く事から始める必要が有ろう。<sup>24</sup>

---

<sup>22</sup> 従来、「カ」国に対する Project Finance (without recourse) は、IFC による 4 件の loans(計 US\$24M)だけと考えられる。世銀 (第 2 世銀)、ADB、JBIC、KfW とも全ていわゆるソブリン・ローンで「カ」国が借手であり、ここで述べている国際金融市場からの借り入れとはリスクの性格は全くと言ってよい程に異なる。

<sup>23</sup> 典型的な IPP プロジェクトにとって現行法規上必要となる手続/ライセンスの実態について、IBRD: Cambodia Seizing the Global Opportunity, August 2004, p. 65, BOX 参照。

<sup>24</sup> PPI についての国際的な動向については、砂川 眞：「欧米ドナーにおける PPP の動向と日本 (特に JICA) の対応について」2003 年 12 月が示唆に富んでいる。

## 2. 優先順位の考え方

本件事前調査の目的は、「カ」国の FDI 誘致の為の法制度整備上の問題点（＝課題）を洗い出し、本格調査の対象となり得る課題として優先順位をつけることである。前節までに抽出した法制度固有の分野の課題と特定産業分野の法制度上の課題とは、「カ」国の FDI 誘致という上位目標に対して本来同列に論じることは出来ない。法制度固有の課題は、FDI に限らずおよそ企業活動とその市場システム全体に係る言わばソフト・インフラである。これに対して、後者は特定産業部門への FDI 誘致をはかる為の法制度整備上の課題であり、いわば前者よりも上位目標に一步近いものと言える。

しかし一方、本件調査の最終目的が経済政策支援の一部を成す投資環境整備と設定されている事から、両分野の課題を投資環境制度の一部である法制度と言う一点にしぼり、ここでは便宜的に同列に扱うものとする。

Long-list に挙げられた課題の解決の為の優先順位をどのような視点から決定すべきかも実はそれ程簡単ではない。いわゆるプロジェクト評価で言う評価 5 項目では、PDM (Project Design Matrix) に沿って具体的な評価対象指標が一応提示されている。本件事前調査の場合は、そうした指標はア・プリアリには存在しない。特に、評価の主体によって順位付けは変わって当然でもある。

本調査では、上記 2 点を留保しながら、一次・二次情報を分析した結果得られた課題（全て客観的な事実とする）に対して、FDI 誘致と言う上位の目標達成の視点から判断する基準として、次ぎの 4 項目を同等に荷重せずに適応する事としたい。

### (i) 有効性：

FDI にとってのニーズの大きさと緊急性に対して提供されているサービスの内容/程度の未達成の程度・ギャップの解消・縮小を意味する。例えば、FDI にとって大きな問題となっている（ギャップが大きい）通関事務の煩瑣・空費時間・高コストの現状に対してその課題解決は有効性が高いと評価出来る。

### (ii) インパクト：

投資環境整備によって上位目標たる FDI 誘致の実現が図られる効果を意味する。例えば、IPP に FDI が参入し易い関連法制度が整備される事によって、実際に FDI が進出するようなケースはインパクトが高いと評価出来る。

(iii) 効率性 :

法環境整備が「カ」国の現状から、適当な期間内には実現困難な場合、実効性が低いと評価される。逆に、何らかの事情で日本側の問題から当該課題解決が困難なケースも実効性は低いと評価される。

(iv) 妥当性 :

他のドナーが同種のプロジェクト乃至はプログラムを実施中か近い将来実施すると予定されている場合、その課題を本格調査の対象とする事は妥当ではないと評価される (duplication の排除)。一方、当該課題解決が他のドナーの実施するプロジェクトの補完効果或は相乗効果 (世銀と ADB との Cooperation が一つの例<sup>25</sup>) を持つものであれば、妥当性は高いと評価される。

### 3. 結論 : 課題解決の優先順位

本章第 1 節でまとめた課題を、簡潔に再度記述すると以下の通りである :

#### 法制度固有の分野

- (i) 諸手続/規定の簡素化、合理化及び円滑化
- (ii) 知財権保護に関する TRIPS 上の法律整備
- (iii) 商法制定を核とする法体系の整合性整備
- (iv) 法執行制度の強化を図る体系的な支援

#### 有望産業部門固有の法的課題

- (i) 電力発電 (IPP) への FDI 参入を促進する法整備
- (ii) 経済特区の開発・運営に FDI 参入を図る法整備
- (iii) Agro-industries への FDI 参入の為の法整備
- (iv) 観光産業への FDI 参入を促進する法整備

以上の課題に対して、前節で提示した優先順位決定の評価基準を適用すると、次表の結果が得られる。

---

<sup>25</sup> IBRD: CAS, April 2005, p.16, Box 2.



(表) 課題解決の優先順位

No.	課題	有効性	インパクト	効率性	妥当性	評点	順位
1	諸手続/規定	◎	○	○	X	3	4
2	知財権保護	○	○	○	○	4	2
3	商法制定	△	△	△	○	1	6
4	裁判制度	○	○	△	△	2	5
5	IPP	○	◎	○	○/△	5/4	1
6	SEZ	○	○	△	◎	4	2
7	Agro-Industries	○	○	△	△	2	5
8	Tourism	○	○	○	X	2	5

[評点は高い順に： ◎：2 ○：1 △：0 X：-1]

IPP については、世銀支援の下に作成中とされる 2020 年向け電発計画が、PPI を考慮し、官民の分担まで踏込んだものかどうかによって妥当性の項目で評点が変わってくる。

IPP への FDI 参入を促進する為の法整備、知的財産権保護法制定、及び経済特区開発・運営への FDI 参入を図る法整備の 3 課題が上位に来る。

(以上)



第2次事前調査報告書付属資料

付属資料1 ; 文献・資料 (\*は現地収集)

(法制度)

\* CLRDC: Compendia, Volumes I, II & III

CLRDC: Legal System of Cambodia, January 1998

\* CLRDC: Laws of Cambodia 1993 – 1998, April 1998

\* ADB: Land Law of Cambodia, A Study and Research Manual, November 2003

\* IBRD: Legal and Judicial Sector Assessment, Working Draft, November 2003

\* RGC: Short & Medium – Term Plan of Action for Legal & Judicial Reform,  
June 2004

Sok Siphana: Legal and Judicial Reform Strategy for Cambodia, March 2001

\* UPOV: International Convention for the Protection of New Varieties of Plants, 2003

\* IBRD: Explanatory Notes on Draft Law of Commercial Enterprises, July 2000

\* DFDL: Weekly Law Update (pdf on free charge distribution for the registered)

\* PriceWaterHouseCoopers: Cambodia Pocket Tax Book 2005

\* PriceWaterHouseCoopers: Asia Pacific Tax Notes, May 2005

\* MOJ/JICA Expert: カンボジアにおける「法の支配」の現状と課題

(尚、法律或は法案は、本文で記載のあるもので英語版のあるものについては、全て現地にて収集済)

(社会・経済・産業・貿易・金融全般)

RGC:

Second Five Year Socioeconomic Development Plan 2001 – 2005, July 2002

National Poverty Reduction Strategy 2003 – 2005, December 2002

National Strategic Development Plan (NSDP) 2006 – 2010, February 2005

(National Workshop Paper)

Rectangular Strategy for Growth, Employment, Equity and Efficiency, July 2004

Implementing the Integrated Framework “IF” in Cambodia, June 2002

Statistics of Investment in Cambodia 1994 – 2004, February 2005

\* MOC: Joint Meeting of the Sub – Steering Committee on Trade Facilitation and  
The Working Group on Export Processing and Trade Facilitation, December 2004

\* MOC: Work Program of the RGC resulting from Cambodia’s Accession to WTO  
April 2005

\* MOC: The Cambodian National Export Strategy – The Response Paper, May 2005

IBRD:

第2次事前調査報告書付属資料

- Cambodia Country Assistance Strategy, February 2000  
Cambodia Country Assistance Strategy, April 2005  
World Development Report 2005: A Better Investment Climate for Everyone  
Cambodia Seizing the Global Opportunity, August 2004  
Cambodia at the Cross Roads: Strengthening Accountability to Reduce Poverty,  
November 2004  
Seizing the Global Opportunity: Growth Strategy and An Era of Free Trade,  
International Conference, February 2005  
Private Sector Development in Cambodia: Gap and Conflict Analysis of Donor Activity,  
February 2005  
Towards A Private Sector – Led Growth Strategy for Cambodia,  
Volume 1: Value Chain Analysis, June 2003  
Cambodia and WTO: A Guide for Business, March 2005  
\* Project Appraisal Document on A Proposed IDA Grant to the Kingdom of Cambodia  
for A Cambodia Trade Facilitation and Competitiveness Project, June 2005  
\* IFC: Donors PSD Activities List, Update January 2005  
Cambodia – Framework for Improving the Governance n PPI Transactions, July 2004

ADB:

- \* Country Strategy and Program: Cambodia 2005 – 2009, February 2005  
\* Private Sector Assessment for the Kingdom of Cambodia, December 2003  
SME Development Framework, October 2004  
\* Report and Recommendation of the President to the Board of Directors on  
A Proposed Loan and Technical Assistance Grant to the Kingdom of Cambodia  
for the SME Development Program, November 2004  
Cambodia Financial Sector Blueprint for 2001 – 2010, December 2001  
Cambodia: Enhancing Governance for Sustainable Development, October 2000  
Agriculture Sector Development Program, Volume 1: Main Text, September 2002

Other sources:

- UNCTAD & JBIC: Blue Book on Best Practice in Investment Promotion and  
Facilitation, December 2004  
UN & ICC: An Investment Guide to Cambodia, September 2004

EU Multilateral Trade Assistance Project in Lao PDR and Cambodia:

第2次事前調査報告書付属資料

- Overall Work Plan for Cambodia for the Period Jan. 2004 to April 2006, May2004
- Review and Rationalization of Trade Documentary Requirements, February 2005
- Strategic Review of Camcontrol, February 2005

DFID: Trade – Related Assistance Needs in Cambodia, March 2004

GTZ: PS Promotion Program Cambodia, Mission Summary Report, March 2004

GTZ: Agribusiness and Small - Holders Organizational Models Survey, October 2003

NAZID: Market Scoping – Feasibility Study for Agro – Business Development in  
Siem Reap Province, Cambodia, February 2004

\* CDRI: Cambodia's Annual Economic Review, December 2004

DFDL/Mekong Law Group: Cambodia Investment Guide 2002

MIME/JICA Expert: Industrial Development Strategy & Action Plans

For Cambodia, May 2003

\* MIME/JICA 専門家：カンボジア電力供給施設の現状、2005年4月

\* MOC/JICA 専門家：農産加工セミナーと現地調査報告（中間報告）2005年2月

\* JICA 客員国際協力専門員：欧米ドナーにおける PPP の動向と日本（特に JICA）の  
対応について、2003年12月

JICA 客員研究員報告書：自由貿易時代の投資制度の課題、2002年3月

JBIC：インドシナ4ヶ国の投資環境（改訂版）、2002年3月

\* CLMV 産業協力支援研究会報告書—今後の産業協力について、2005年3月

（財）国際鉱物資源開発協力協会：カンボジアにおける鉱物資源開発分野の投資環境整備  
調査報告書、2005年2月



(別冊)

(文献要旨・目次)

1. Blue Book on Best Practice in Investment Promotion and Facilitation-Cambodia	(2)
2. Cambodia: Seizing the Global Opportunity-Investment Climate Assessment and Reform Strategy for Cambodia	(4)
Seizing the Global Opportunity: Growth Strategy in an Era of Free Trade	
3. SME Development Framework	(7)
4. Law on Investment of the Kingdom of Cambodia	(10)
Law on Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia	
5. Sub-Decree on the Organization and Functioning of the CDC	(14)
6. DRAFT Sub-Decree on the Implementation of the Amendment to the Law on the Investment of the Kingdom of Cambodia	(16)
7. Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces/Municipalities	(18)
8. DRAFT Sub-Decree on Special Economic Zone	(19)
9. Sub-Decree on BOT Contract	(21)
DRAFT Law on Concessions	
10. Various Laws and DRAFT Laws related to Commercial Codes	(24)
11. Various Laws and DRAFT Laws related to Market functions	(26)
12. Various Laws and Draft Laws related to Intellectual Property Rights	(28)

Blue Book on Best Practice in Investment Promotion and Facilitation — Cambodia

UNCTAD & JBIC, December 2004.

(背景)

「カ」国の投資促進の為、2004年9月 UNCTAD と JBIC 共催で「カ」国の官民セクター代表を集め BKK で Workshop を開催、翌月 PNH で引続き CDC Sok Chenda 長官を議長にドナーもふくめて投資促進のアクション・プランを合意し、本 Blue Book 作成に至った。

(要旨)

「カ」国政府が投資環境改善に向け一年以内に実施すべき 10 ポイント・アクション・プランが (1) 投資関連規制の枠組み、(2) 投資促進戦略、及び (3) 投資環境制度の 3 分野にわたって提示されている。10 ポイントは、FDI を念頭に置き、一年以内に行動を起こせる具体的なアクションが選ばれている。10 ポイント・アクション、各成果指標及び所要予算は以下の通り： (US\$は各プロジェクト全体所要資金、千ドル)

No	Action	Indicators for 1 <sup>st</sup> Milestone	US\$
1	ビジネス関連法規の公式英訳版を適宜発行する (翻訳は現地の国際法律事務所に委託)	05年4月までにOBを勝ち得た法律事務所と契約	0
2	CDC 許可の輸入貨物の価額を取引価額とする (Inputs の実現価額を企業の B/S に反映させる)	評価基準を 05年12月末までに変更する	0
3	FDI の活動をモニターする Tracking System を CIB に導入する	05年6月までにソフトの導入とトレーニングの実施(05年末system立ち上げ)	10
4	CDC/CIB の中に BDS Unit を立ち上げる	05年4月までに訓練ニーズ確認と機能強化計画作成	20
5	農産物加工を含む軽工業を手始めに投資促進戦略を実施する (アパレルについては MOC/ADB 調査をベースに)	アパレル：05年2月戦略策定 農産加工：05年3月調査完了	80
6	政府機関に対し投資家への顧客志向のサービスを提供出来るよう訓練を実施する	05年6月までに訓練実施、CIB 内に Client Charter 採択	10/ 機関
7	CDC, MAFF, MIME, MOC 等の関係省庁で繊維・食品分野における進出国際企業と地元企業とのリンクを構築するパイロット・プログラムを主導する	05 年以内に両分野でリンクが成立或は強化された成功例が出現	650
8	政府・民間フォーラムの 7 WG ्सで取り上げられた問題のモニター制度を強化する	05年4月までに関係者全てに趣旨を通達する	0
9	インターネットを活用した SME 等支援の情報サービスを商工会議所に立ち上げる	05年1月 ICC/WCF* に対して協力を正式に要請する	30
10	地方の商工会議所設立を支援する	05年1月 WCF に協力を要請	30



(本格調査への位置付け)

本文献は「カ」国の投資環境を改善すべく、比較的手の着け易い分野について具体的な行程表を CDC を中心に政府のコミットメントを得たものとして記述している。所要資金については、UNCTAD 等支援の裏付けのあるものもある。Actions の中味はほとんどが投資環境の内、投資家に対する情報提供サービスを中心とした所謂 BDS(Business Development Service)に係るものである。5 と 7 の Actions は特定産業振興に係るプロジェクトで、本件第 2 次事前調査の「産業分析」と深い係りが認められる。

「法制度整備」に関しては、法規そのものに直接係る Actions はほとんど無いと言ってよい。しかし、1 の英語 Bulletin (Official Gazette) については、潜在的投資家による法規へのアクセスを確保する点で注目する必要がある。(もっとも現地国際法律事務所一有力 2 事務所有りーがこうした仕事をベトナムの Best Practice にならって無償で引き受けるかどうかはやや疑問)

10 の行動計画達成には、いずれも CDC/CIB を中心に、関係省庁の実務的なコミットメントが求められる。現在の「カ」国の脆弱な官僚制度の下で果たしてどの程度期限までに計画が達成されているか、「本格調査」全体のデザインとも関係して来るもので、今後の進捗状況を注視する必要がある。

\* WCF: World Chambers Federation

(1) Cambodia: Seizing the Global Opportunity --

Investment Climate Assessment and Reform Strategy for Cambodia

World Bank, August 2004.

(2) Seizing the Global Opportunity: Growth Strategy in an Era of Free Trade

World Bank, IFC, UNDP et al. International Conference, PNH, February 2005.

(背景)

「カ」国の社会経済全体の詳しい分析は、2000年2月の世銀CASレポート（Cambodia: Country Assistance Strategy -- Building the Foundations for Sustainable Development and Poverty Reduction）を嚆矢とし、標記の文献（1）はそれに次ぐものである。「カ」国の貧困削減戦略（NPRS:2003年）の為の具体的開発政策として民間部門の育成に向け広範囲にわたる Action Plan を、関係する Stakeholders の参加をベースに提案している。

2001年6月に第5回CG会議が東京で開催され、貧困削減に向けた貿易振興戦略が東京ロードマップとして採択された。これをうけて貧困削減を目指す貿易促進政策（pro-poor trade sector strategy）の確立と実施の為のIF（Revitalized Integrated Framework）TAプログラムの適用が6国際機関（世銀、IMF、UNCTAD、UNDP、WTO、ITC）によってIF Trust Fundの裏付けをもってMOCをC/Pに開始された。IF適用による支援は、「カ」国のWTO加盟を支援するものでもあった。

2004年10月のWTO加盟を受けて、WTO自由貿易環境のもとで「カ」国の抱える喫緊の課題に対処する為の具体的な Action Plan がRGC、国際機関、二国間ドナー、民間企業、労働組合、NGO等の全 Stakeholders 参加のもとに合意されたのが標記の文献（2）である。上記CASレポートから始まり、IF関係の膨大な報告書を経て2003年NPRSまでは、外部機関による現状分析とRGCへの提言という形にほぼ終始していた報告書類が、標記の文献で始めてRGCのコミットメントを明記するに至ったと言えよう。尚、世銀グループでは2回目のCASレポートを2005年4月に出している。

(要旨)

「カ」国の小規模な国内市場を踏まえて、貧困削減に資する貿易促進を図る為には、①民間部門主導の成長、②産業経済の多角化、及び③公共サービス部門への民間部門の参加に構造改革の政策の重点を置くべきである。民間企業部門の現状は、貿易競争相手国に比べ、労働生産性の低さが顕著であり、これは次のような民間活動を阻害する環境にも起因しているとみられる。即ち、腐敗、弱い法治体制、不正、複雑で金のかかる規制・規則である。

NPRS 達成の鍵ともなる民間産業の多角化については、農産物加工 (post-harvest agro-industry) が有力な分野と考えられる。しかし現状は、value-chain が存在せずに地方の市場だけを相手にした多くは Informal sector に留まっている。競争が無く、利益率・収益性共に低い。これでは雇用吸収能力の拡大・貧困削減も期待出来ない。これを改善する為には、流通市場を開拓する官民の組織・制度がまず求められる。

現在の貧弱なインフラサービスは、ビジネスのコストを嵩上げし、市場へのアクセスを困難にしている。こうしたインフラ整備のニーズは非常に高く、限られた国家財政ではとても賄いきれない。事実、既に民間部門の公共サービスへの参加は、電力、水道、道路、電話、教育等で実施されているが、参入の仕方は極めて不明朗で、しかも本来期待されているサービス供給の効率性は達成されていない。民間参入に係る法制度の整備等多くの課題がある。

以上の 3 課題は、お互いに深く関係しており、旺盛な民間企業活動或は良好な投資環境整備 (対 FDI も含め) という視点から、具体的には次のような問題が指摘されている (PICS: Productivity and Investment Climate Survey)。

- (1) 会社の設立登記、VAT 登録、及び労働雇用申請に要する費用と時間はアジアで最も負担がかかる。
- (2) 競争制限的な市場。大企業は当局から有利な取り扱いを受け、市場参入制限或は競争上有利な立場を享受している。海賊品の横行で知財権の侵害、脱税、雇用規定違反が多い。
- (3) 輸出入手続が煩瑣かつ高コストで税関吏の腐敗が多い。通関の時間・コストがかかり過ぎて競争力を一層阻害している。
- (4) 法制度・法規の運用実施についての信頼度が非常に低い。具体的には次の様な実態がある。①企業に対する諸官庁の立ち入り検査が不必要に頻繁で、しかも不明朗な金を徴収する。②徴税システムは IMF の支援で改善されたとは言え、納税企業に対してなお不必要に多くの税務監査が行われ、非正規の金が其の都度徴収される。③裁判所に対する信頼度は公共機関の中で最も低い。この事は、「カ」国で契約の執行を担保する事が困難で費用のかかる事、また紛争解決に時間と費用がかかる事を意味している。

以上の優先課題に対して、8 重点改革案を提案している。

- (1) 貿易促進上手続きを円滑化する。  
10 Reform Actions を挙げる中で、法整備については、有効な紛争解決機能 (disputes settlement mechanism) の確立が WTO 規約上も必要としている。

(2) 多角化の阻害要因を取り除く。

法整備に関する分野では、土地の権利の改善、担保・契約履行の法整備、会社登記、多くの不要なライセンス廃止を挙げている。

(3) 法治体制の強化。

WTO 加盟と共に法制度の確立、特に商事裁判所の設置が必要となる。世銀は法制改革調査 (Legal and Judicial Reform Assessment) を、RGC - 民間 Forum の法制 W/G と共に準備中。市場関連の法規、特に会社法を始めとする商法 (Commercial Codes) 関連法の整備、法規文書の周知化、裁判所の機能改革は法治体制強化に喫緊の課題としている。

(4) 民間部門の Value chain を使った供給ネットワークの開発。

(5) CamControl の機能の戦略的な見直し。

商品の全数検査と言った古い制度を廃止し、消費者、生産者に品質・工業標準についての情報を蓄えた D/B から提供すると言った機能にシフトする。品質保証制度全体—法定計量、試験、標準、品質保証—の確立において CamControl の D/B、試験設備は有効に利用出来る。

(6) PPI (Private Participation in Infrastructure) に向けた Governance 強化。

世銀と UNIDO の支援で、Concession Law と関連 Sub-decree を準備中 (現在の BOT Sub-decree に替える)。

(7) 企業団体 (Business Associations) による市場情報の収集・活用の強化。

(8) リース事業振興による銀行貸付の代替推進。

リース法、担保法、不渡り取引に関する法規の整備が必要。

重点改革を推進するにあたっては、進行中の公務員改革 (public sector reform) の一層の進捗が不可欠であり、特に民間部門活性化との関係 (上記 2 と 3) で、2003 年新投資法の下での CDC/CIB の機能を FDI 促進機能へと完全にシフトしなければならない。

2004 年 3 月 22 日付 Decision によって、経済財務大臣を議長とし関係 9 省庁大臣をメンバーに貿易促進・投資環境 Task Force (SITF: Special Inter-ministerial Task Force) が設立され、輸出入手続の簡素化を直ちに実施する事となった (文献 (1) Chapter 6: Government Actions and Commitments)。さらに、同年 7 月 7 日の SITF 会合で 12 Point Plan (大部分が輸出入手続の簡素化に係る Actions) が合意され、直ちに実施に入り 2005 年 12 月までに完了すべき事が決まった。

文献(2)は、以上の Action Plan の決定と実施を受けて、関係する全ての Stakeholders 参加のもとに 12 Point Action Plan の周知化と実施状況をモニターしたものである(文献(2) 31-32 頁)。さらに、2004 年 12 月の CG 会議で RGC は以下の 4 件をベンチマークとして、2005 年内に達成する事を約した:

- (1) 輸出入手続に必要な書類は一つの窓口で提出するだけで、多くの関係省庁に何度も提出する必要をなくす事。
- (2) PPI のプロセスは新たな Concession 法とその実施規則に定め、実行に移される事とし、その証に少なくとも 2 件の PPP 案件を実施する事。
- (3) COM は SME Development Framework を了承し、其の中には SME の新たな定義も含む事。
- (4) 商事仲裁法を発効させ、法執行の証として少なくとも一箇所の適切な仲裁センターを設け、そこで少なくとも 2 件の仲裁判定を下す事。

(本格調査への位置付け)

この 2 文献に記載されている Recommendations、及びそれを受けた RGC を中心とする Stakeholders の参加による合意された Action Plans は、当面「カ」国の貿易振興、民間セクター開発及び PPI に係るマスター・プラン的なものとみなされる。当然其の中には投資促進も含まれている。具体的な TA 案件として明記されていないものもあるが、関係省庁にまたがる Task Force が設立され、分野別の Sub-Committee で今後具体化されよう。

本格調査の具体的なテーマ選択、及び取り進めに際しては、他のドナー及びその各 C/P の取り組みと進捗状況を注目する必要がある。特に、RGC の不十分な TA 受容力からすると、調査のタイミングも大きな考慮すべき要素となろう。法制度整備については、殆んどあらゆるドナーが何らかの TA を実施又は実施予定と言う様にも受け取られる。しかし、WTO 加盟と言う大きな目標を果たして、さらに様々な法案を審議・可決するインセンティブがあるかどうか、W/G での議論の動向も見守る必要がある。

**SME Development Framework**

RGC SME Sub-Steering Committee Secretariat, October 2004  
(ADB PPTA)

(背景)

2004年7月フンセン新政府はSME振興策をも含めた向こう3年間の開発戦略“Rectangular Strategy” (Rectangular Strategy for Growth, Employment, Equity and Efficiency)を打ち出した。一方、ADBは2003年からCSDP (Cambodia SME Development Program) 実施を念頭に、MIMEをC/Pとして、TA (PS Assessment) 及びPPTAを実施して来た。本文献は、このPPTA (Project Preparatory TA) の成果物である。Rectangular Strategyの中のSME振興に係る13施策とシンクロナイズさせながら、RGCのSME開発政策のロードマップ確立を企図してRGC SME Sub-Steering Committeeに伺向したものである。

(要旨)

「カ」国のSME発達を阻害している3要因として、(1)不十分な法制度環境、(2)SMEへの貸付市場不在、及び(3)SME支援サービス体制の不在を挙げている。この3分野について、具体的対処方を第一期(2005-2007年)、第二期(2008-2010年)に分けてロードマップを提案している。投資環境法整備に関連する分野は、本文献の約半分を占めており(Accountingも含め)、当該分野については以下のようなロードマップとなっている。

[SME セクター・ロードマップ：2005-2010年]

分野 (所管)	Phase 1	Phase 2	Donor Assistance
会社設立登記 (MOC)	登記手続簡素化 Prakas: Enterprise Law	登記所の地方分権化 オンライン登記の開発	ADB: CSDP
法規整備 (MOJ/MOC)	会社法、破産法、担保法、契約法、商事裁判、民法、民事訴訟法、判事の訓練、Gazette 発行 民法との整合性を確立	商事仲裁制度、反腐敗・倫理規定、知財法実施制度、法学教育機関の Capacity Building	JICA: 民・民訴法 CIDA: 仲裁法、裁判 世銀: 契約法
担保/地権 (MOC/MOJ/ MOLM)	担保法・土地登記法 動産・不動産登記制度の検討	都市部での土地登記 左制度の確立	ADB: FSPL, Land TA 世銀等: Land Titling
SME Accounting /Taxation (MEF)	SME向け簡易会計ガイドライン作成・実施 簡易納税制度の開発	引き続きCPAの育成・強化	ADB: CSDP, FSPL

上記の表中、担保/地権及び会計/税務はSME向けの金融整備の分野で提案されている。

(本格調査への位置付け)

本文献は2005年3月4日開催のSME Sub-Steering Committeeにおいて、(3) SME 支援サービス体制(BDS)分野を除きほぼ合意を得た。BDS分野の分析を補強し、最終的にはRGCが準備しているNSDP(National Strategic Development Plan)に組み込まれる事が期待されている。但し、内容が他の2 Sub-Steering Committees(Trade Facilitation と Investment Climate)と重複している部分も多く、これら Sub-Steering Committee との調整が必要となる。この作業は、「カ」国の政府機関において従来から最も不得手かつ極めて非効率な作業である。

法整備についてみると、現在、民間セクター開発に関する分野(投資環境関連の法規整備とほぼ同義)で、基本的な法案(注)がCOM或はNational Assemblyで審議中である。

「カ」国の法案解析・審議能力からすると、ロードマップにある各ドナーの支援がどの程度タイムリーに実行されるか注意を要するところである。さらに、経済活動主体の行動を規定する最も基本的な民法及び民事訴訟法と他の法律との整合性も懸念される所である。

(注) 民法、民事訴訟法、会社法、商法、契約法、破産法、担保法、商事仲裁法、商事裁判所法等。

(1) Law on Investment of the Kingdom of Cambodia: August 5, 1994

(2) Law on Amendment to the Law on Investment: February 4, 2003

## 1. 概説

1-1. 「カ」国の投資法は、多くの途上国が FDI を対象とする外資特別法の体系をとっているのに対して、投資主体にかかわらず一定の要件を備えた全ての投資行動をカバーしている。但し、政府の国営企業或は PPI による BOT を通した投資が実体上どのようにカバーされることになるのか、Concession Law の制定を待つ必要が有る。

1-2. 1994 年投資法（上記の（1））は周辺国、特に同じ移行経済であるベトナムと比べて、外資にリベラルな法律であった。しかし一方で、実際の FDI 進出とオペレーションに際して煩瑣な手続と時間がかかる上、当局の裁量の余地が大きく（規定が不明確）、CDC/CIB は内外の民間企業から不評をかっていた。WTO 加盟に向けて、1992 年世銀の“外資優遇ガイドライン”に沿い、かつ CIB の“One-Stop Service”機能強化をはかるべく、世銀グループの支援（注）を得て 2003 年 2 月によりやく改正されたものである。

（注）Foreign Investment Advisory Service, a joint service of IFC and the World Bank; “Cambodia Reform of the System of Investment Incentives Vol. II Commentary and Drafting Guidelines, October 2000 参照

1-3. 全 10 章、27 ケ条からなり、比較的簡便な体系をとっている。第 1 章：法の対象となる投資プロジェクトの定義（2 ケ条）、第 2 章：管轄庁は CDC とする（3 ケ条）、第 3 章：投資許可取得手続（2 ケ条）、第 4 章：投資保護（4 ケ条）、第 5 章：投資優遇措置（4 ケ条）、第 6 章：土地利用規定（1 ケ条）、第 7 章：雇用（3 ケ条）、第 8 章：紛争処理と解散（4 ケ条）、第 9 章：改正法適用の経過措置、及び第 10 章：最終規定等（3 ケ条）である。

## 2. 要旨

2-1. まず第 1 条で、本法律の対象を CDC（投資を管轄する RGC の“Etat-Major” — 第 3 条）が適格と認めた全ての投資プロジェクト（all Qualified Investment Projects — “QIP”）と規定している。続いて第 2 条定義の中で、QIP には 2 種類—Export QIP（詳細な要件は執行細則に依る）と Supporting Industry QIP（その生産物が全て輸出企業に原材料輸入の代替品として供給される）—が想定される。FDI 或は FDI を企図している投資家から見て、主な注意すべき条文は、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 7 章及び第 8 章である。

2-2. 第 3 章の改定第 7 条で、QIP の認可を CDC/CIB から受ける手順と時間が 8 パラグラフにわたって定められている。CDC は投資プロポーザル受領後 3 日以内に条件付



登録証 (Conditional Registration Certificate)、又は明確な理由を付した不適格通知 (Letter of Non-Compliance) を申請者に発行する。前者はプロポーザルが Sub-Decree の要請する情報を全て含み、かつ投資 Negative リストに抵触しない場合に発行される。この証書には QIP 適格性を与える許認可、ライセンス、登記及びそれらを管轄する官庁を明記する。さらに、第 14 条に規定する優遇措置と法的資格をあらわす。上記の 3 日以内に CDC の返事が無い場合は条件付登録証が Sub-Decree の規定で自動的に発行されたものとみなす。

CDC は証に記載のあるライセンス類を全て、申請者の為に関係官庁から取得する。管轄の官庁は上記の登録証が発行されてから 28 日以内に全てのライセンスを発行しなければならない。CDC は同証の発行から 28 日以内に最終登録証 (Final Registration Certificate) を発行する。この最終登録証をもって必要な関係官庁からの許認可を免れるものではない。最終登録証の日付が QIP 開始の日となる。

2-3. 第4章：投資保護 (Investment Guarantee) では、改定第8条で土地所有を除いては内国民待遇を、第8条で収容のリスクが無い事を、改定第10条で政府は QIP の生産物、サービスの価格設定に介入しない事を、それぞれ保証している。第11条で投資者は中央銀行の規定及び法律に基づき、外貨を市中銀行から購入し次の4目的の為に海外送金をする事が認められている。(1) 輸入代金及び海外借入金の元利返済、(2) ロイヤルティ及びマネジメント手数料の支払い、(3) 利益送金、及び(4) 第8章の規定による投資資本の本国への送金。

2-4. 第5章：投資優遇措置 (Investment Incentives) では、QIP に対して改定第14条で11項目にわたって Incentives とその要件を規定する。

- (1) いわゆる Tax holidays の期間を規定：“a Trigger Period + 3 years + Priority Period”  
Trigger Period の Max は QIP の利益又は最初の収入のどちらか早い年。  
Priority Period は毎年の財政管理法 (Financial Management Law) で規定する。
- (2) 上記の免税は毎年 Sub-Decree に規定する要件を満たす証書を取得する必要あり。
- (3) 免税期間の後は利益税 (Profit Tax) を払わなければならない。
- (4) 上記の免税期間中は税法上の特別償却は認められない。
- (5) 国内向け QIP (要件内容の定義無し) は Sub-Decree により生産設備と建設資材の輸入に際して輸入関税を免除される。
- (6) 保税倉庫を利用しない Export QIP は Sub-Decree の規定に依り生産設備、建設資材、原料、中間財及び生産投入財の輸入関税を免除される。
- (7) Supporting Industry QIP は生産設備、建設資材、原料、中間財及び生産投入財の輸入関税を Sub-Decree に依り免除される。
- (8) 他の QIP を吸収合併した者は CDC に申請し Sub-Decree の規定によりその QIP の

- 有する特典、権利、義務を全て引き継ぐ。
- (9) SPZ 或は EPZ に立地する QIP はこの法律に定める優遇措置と特典を享受する。(特区に特別の Incentives が無い事を想定している)
- (10) QIP は輸出税を全て免除される。
- (11) QIP が外国人をマネージャー、技術者、熟練労働者として「カ」国内で雇う場合はそのビザと労働許可証を取得出来る。同様にその家族は移住法と労働法とに基づき CDC の許可を得て居住ビザを取得出来る。

2-5. 第7章：雇用では、その第17条で外国人、現地人の雇用を移住法及び労働法に従う事、改定第18条で外国人雇用の条件をそれぞれ規定している。

2-6. 第8章：紛争処理と解散では、紛争処理について改定第20条で土地に関する紛争を除き QIP の権利義務に係る紛争は CDC、QIP 及び他の紛争当事者の間で amicably に解決するものとしている。これで2ヶ月以内に解決しない場合は、紛争当事者の申し出により、CDC による仲裁、両当事者の合意した外国の仲裁機関、或は「カ」国の法廷に提訴すると規定している。

### 3. 課題

3-1. 旧投資法からの改正点を見ると、先ず目に付くのは輸出企業を中心に QIP に関する規定が大部分で、いわば QIP 法の内容になっている。これは WTO、世銀 G 等による輸出主導経済発展による貧困削減達成 ("IF") という国家戦略が反映されたものであろう。投資活動そのものについての一見リベラルな RGC の立場は引き継がれている。旧法にあった細々とした投資優遇措置 (殆んどが Tax incentives) は世銀 G のガイドラインに沿って簡素化されている。

3-2. 投資、特に FDI の形態については全く触れられていないが、Business Contract や BOT といった形の投資、特に FDI の場合は別途対応が必要となろう。特に、投資家保護の規定の中に知財権保護を要する導入技術、特許権等の権利保護が必要となる。ベトナムの場合は、2003年にこうした必要も踏まえて技術移転法 (Decree) が発効している。

3-3. 他の途上国 (一部の工業国も) では細かな規制をかけている投資果実の本国送金については「カ」国の "Dollarization" の下で極めてゆるい規定となっている。この点は FDI にとっての大きな「カ」国市場の利点であろう。

3-4. 旧法では其の設立に言及の有った SPZ/EPZ 特区は (旧法第12条9項) 削除されており、こうした大きな投資 Incentives をもった特区に対する世銀・IMF の否定的な

意向が反映されたものと考えられる。世銀は特区の Incentives は長い目で見て投資受け入れ国にとって必ずしも利益にはなっておらず、産業発展を distort している面が強いとの見解である。(注) IMF は世銀の見解に加えて国税収入の減少をもたらし、特区のメリットを殆んど認めていない。

(注) World Bank: "A Review of the Role and Impact of Export Processing Zones"  
Dorsati Madani, Policy Research Working Paper 2238, November 1999 参照

3-5. 最後に、新旧投資法共に実施細則 Sub-Decrees に実効規定の大部分を依存しており、改定 Sub-Decrees が出ない事には投資法の実体効果は計りがたい部分が多い。現行 Sub-Decree の改訂・実施が待たれる。実際に法改正により制度上 FDI の進出が容易になるかどうかは CDC/CIB の IPA(Investment Promotion Agency)としての Capacity Building と Sub-Decree の条文の明確化が確立されなければならない。「カ」国の現状では、タイやベトナムと異なり、実際の FDI の多くの色々なケースにチャレンジされない為に、投資法も不明の部分が多いままで CDC/CIB の法案作成技術も進歩しないという問題がある。

**Sub-Decree on the Organization and Functioning of the CDC: July 27, 2001**

1. 概説

1-1. 本 Sub-Decree は 1994 年旧投資法の執行細則として 1995 年 6 月に施行され、1999 年 5 月に修正の後、2001 年 7 月に再度修正施行された。CDC の組織と “One-Stop Service” の権限と責任を定めたもので、2004 年 8 月の若干の修正を除き現在も有効なものである。

1-2. 「カ」国の経済開発全般を、開発援助の調整機能を所管する CRDB (Cambodian Rehabilitation and Development Board) と FDI を含む民間投資を所管する CIB (Cambodian Investment Board) の 2 局がそれぞれ “One-Stop Service” として所管する事を定めている。

1-3. 組織は 2004 年 8 月の改正で、フンセン首相を Chairman とする体制からラナリット殿下を共同 Chairman とする 2 頭勢に移行している。MEF 大臣と同長官を Vice-Chairman とし、その下に全省庁の大臣及び CRDB と CIB の各長官さらに PNH 商工会議所会頭をメンバーに全 40 名で組織されている。CDC の経常業務は Chairman と Vice-Chairman、CDC 長官、CRDB・CIB 各長官からなる執行委員会が管理し、CDC は COM に対して業務責任を負っている。COM の権限は、一件 5000 万ドルを越える投資案件、鉱物資源開発案件、BOT 案件等の重要案件については、CDC は COM の認可を得て許可出来る点に表れている (第 9 条)。

1-4. 全 4 章、33 条から構成されており、民間投資・FDI に直接関連のある条文は、第 15 条～第 18 条、第 20 条及び第 29 条の第 2 項である。

2. 要旨

2-1. 第 15 条で CDC (CIB) の民間投資の分野での管理の役割・責任を挙げている。投資に係る “One-Stop Service” 体制の中核機関である事、民間投資プロジェクトを促進する事、BOT の管理を調整する事 (具体的にどう言う機能かは不明)、経済特区の提案、投資環境改善の為に法規体制を政府に提言する事、投資のモニターとその情報を内外に提供する事等となっている。

2-2. 第 16 条から第 18 条までは CDC の機能を関係省庁との間で確立し、その協力を規定している。第 20 条では Vice-Chairman である Cham Prashid 商業大臣が貿易、投資、経済特区の開発促進を所管する事、さらに其の開発戦略提言とモニター責任を規定している。

2-3. 第29条の第2項は、CIBによる投資プロジェクトの審査と認可に係る機能の関係省庁との組織的な関係を規定している。MEF、COM、MOC、MOP、MIME及びその他の関係省庁は各局長クラスがCIBの機能を支援する事とし、任命された出身母体省庁の代表の資格をもってCIBの活動に積極的に参画する事としている。(ここでは、当該代表は英語に堪能である事が要件とされている) CIB長官は、これらの関係省庁からの助っ人に対して十分な情報を提供する責務を負っている。

### 3. 課題

CDC、特にFDIとの関係ではCIBの民間投資許認可に関する権限と責任、さらにその執行力は、このやや錯綜した組織体制上は十分に支えられているように見える。問題は、(1) CIB職員の専門能力と職業意識及びモラルの欠如と(2) 関係省庁との円滑な連携が不十分な事である。「カ」国の他の法規も同様であるが、法の実効性という点で投資家から見て十分ではない。

依然として、“One-Stop Service”の窓口としての役割は十分に果たされておらず、仲介ブローカーを介してCDCを迂回してその上級政府組織であるCOMに直接持ち込まれるプロジェクトが多い(特に大型案件)。CIB職員のスキル向上の為の訓練が世銀の支援で実施されている。

**Sub-Decree on the Implementation of the Amendment to the Law on the Investment**

(DRAFT)

1. 概説

1-1. 旧投資法の執行細則として実施された1997年Sub-Decreeが2003年新投資法のもとで改正され、其の草案が2005年3月にCOMに提出されている。現在RGC-Private Sector Forumの中のWorking Group on Law, Tax and Good GovernanceとCOMとの間でCDCを介して最終段階の議論がなされている。元々世銀/IFCグループの支援で起案されてから1年以上経てようやく閣議決定の一手手前までに至っている。

1-2. ここでは、上記の経緯を踏まえて、2005年3月版Draft(IFCの英訳版)を基に重点を要約する。全11章、27条とNegative List及び投資申請Formから構成されている。FDIにとって重要な条文は、第1章 総則、第2章 投資許可取得手続、第5章 税制、第7章 土地利用である。

2. 要旨

2-1. 第1章用語の定義の中で、地方の投資委員会(Provincial Investment Sub-Committee)について、CDCが投資額200万ドル未満のプロジェクトは当該委員会に許認可権限を委譲している。尚、投資許可申請手数料は一件当たり1,500ドル(除く、税金)と定めている(第5条、第1項)。

2-2. 第5章 税制では、第14条一般原則、第15条Profit Tax、第16条輸入関税免除措置、及び第17条輸入関税免除の有効時期がいわゆる投資優遇措置として規定されている。第14条、第3項でTax Incentivesから所得税、源泉徴収課税及びVATは除外されるものとしている。第15条、第2項で、Profit Tax Holidayの期間の内、Trigger Periodの期間を(a)最初に利益を計上(税法上の繰越欠損は考慮されない)した年の前年か(b)物品・サービスの販売で最初に所得が得られてから3年目のいずれか早い方の年と定めている。同条第4項でPriority Periodは、一律3年間のTax Holiday最後の次年度の財政法に定めるところとしている。第7項で、Minimum Taxは適用されないものと規定している(税法、第24条)。

2-3. 第16条輸入関税免除では、QIPの輸入関税免除についてDomestic QIP(第1項)、Export QIP(第2項)及びIndustrial QIP(第3項)のそれぞれについて定めている。Domestic QIPは生産設備と建設資材の輸入に対して免税とする。さらに、直接輸出するか輸出企業に製品を供給した場合、当該部分の生産量に対応する生産投入財について輸入課税された分が4半期毎の報告書審査に基づき免税とされる。

Export QIPは、生産設備、建設資材及び生産投入財について輸入関税が免除される。但

し、ビル建設設備を生産する QIP については、関税法が適用される。また、非課税輸入された生産投入財を使った生産物が結局輸出されなかった場合は、4 半期毎の報告書審査に基づき輸入時の関税が課される。

Industrial QIP については、生産設備、建設資材及び生産投入財が非課税となる。但し、生産物を全て輸出企業に供給しなかった場合は課税され、生産投入財については輸出されなかった量に対応する部分につき課税対象となる。

第 16 条、第 4 項で輸入関税免除の手續については、CDC と MEF からなる機関で各投資案件毎に、輸入関税、生産設備、建設資材及び生産投入財について審査する。その手續ガイドラインを CDC が作成する事としている。

第 17 条で輸入関税免除の効力発生時期につき、CDC の認可時或は関税局が関税識別コードを発行した時点と定めている。

2-4. 第 20 条土地所有に関しては、外国人は所有権を取得できない事、カンボジア国籍人は所有権を地域の土地登記所に登記する事が義務付けられている。第 21 条で、カンボジア人投資家は土地利用につき、Concession、リース、譲渡、担保権設定が可能な事、一方外国人投資家は Concession とリースのみが認められている。

2-5. 付則 1 の Negative List は Section 1 で、投資が禁止される 6 分野を規定している。Section 2 では、投資優遇措置の享けられない分野 47 件が挙げられている。特に、優遇措置が享けられない投資は、殆どどの重要産業で最低投資金額 (Investment Capital) に満たない投資として、その下限を業種毎に 50 万ドルから 20 万ドルに定めている。農業、畜産の分野では、投資額に替えて使用土地面積で下限を設けている。

### 3. 課題

3-1. 新投資法の執行細則として、この Draft Sub-Decree は現行のものに比べればかなり内容は明確になっている。しかしなお 2 の大きな問題点を抱えている。第一は、条文そのものが法技術的に見て不明確な点が多く、解釈に CDC の裁量の余地がある点である。第二は、付則 1 の Negative List の内容が法の執行を不必要に難しくしている上に、業種による Incentives eligible な最低投資金額にどのような経済合理性があるのか疑問有りと言わざるを得ない。立案者の FDI の実態に対する知見と理解の欠如を物語っている。

3-2. 以上の外に最大の問題点は、このような不必要に細かな規定を「カ」国の末端の行政官が正確に執行できるとは思えない事である。旧投資法が煩雑で投資家にとっては政府の裁量の余地が大きいと不評を買っていたが、この点あまり改善が見られない。ベトナムと異なり、日本を始めとする先進工業国からの FDI が少ない「カ」国では、FDI 関連行政機関の FDI に対する実務能力も効果的には改善され難い。

**Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the  
Provinces/Municipalities: February 9, 2005**

1. 概説

投資規模が 200 万ドル未満のプロジェクトについては許認可権限を各地方に設置される委員会 (Sub-Committee) に委譲するもの。RGC としては、小規模投資については、地方に権限を渡し、地方分権と速やかな投資活動実施をはかるものである。全 10 条からなり、重要な条文は、第 3 条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条である。

2. 要旨

2-1. 第 1 条で当該 Sub-Committee の構成メンバーを定めている。知事を議長とし関係省庁の地方局の Chief、地方商工会議所代表及び事務局長の計 17 名で組織される。第 3 条で Sub-Committee は投資額 200 万ドル未満のプロジェクトにつき QIP を認可するものと定める。但し、第 4 条で QIP の輸入関税免除については、CDC/CIB にその許可を申請するものとしている。

2-2. 第 6 条で Sub-Committee が許可出来ない投資案件として、(1) 投資額 200 万ドル以上のもの、(2) 2 以上の Provinces にまたがる案件、及び (3) 特区内への投資案件を規定している。

2-3. 第 7 条で Sub-Committee の機能を当該地域内での “One-Stop Service” の提供としている。第 9 条で CDC は Sub-Committee の実務手続を定め、実効を期してメンバーのトレーニングを実施するものと定めている。

3. 課題

「カ」での民間投資はその大部分が PNH 及びその周辺地域に集中しており、この Sub-Decree が地方 (20 Provinces と 4 Municipalities) でどの程度機能するのか、人材の極端に払底している現状を考えると、疑問を呈せざるを得ない。2005 年 2 月に、Banteay Meanchey、Uddor Meanchey 及び Kratie 等の各 Province に Sub-Committee が設立されている。経済特区内への投資は中央の所管となり特区そのものの許可と併せ、特区の運営が全て中央所管となり、機動的な特区の活動が危惧されるところである。



**DRAFT Sub-Decree on Special Economic Zone (SEZ)**

概説

1. いわゆる経済特区の設立と運営を定める特区法は、旧投資法 (LOI) の第 12 条で法律として制定される事が想定されていた。2003 年 LOI では、SEZ 設立そのものの条文は存在しない。法体系上からすれば、実務上の視点からも LOI の特別法として、新 LOI でも条文を設けるのが通常の法制定技術に適うと思われるが、何故そうになっていないのか、この点 LOI 立法主旨は不明である。

2. 2000 年頃に CDC/CIB が世銀 G の支援で最初の Draft を作成した後、フンセン首相 (CDC の議長でもある) の指示 (とされている) で、MIME が起草担当となり、MIME Draft は 2002 年夏に COM に提出された。Inter-Ministerial Discussion の後、再度 CDC/CIB にもどされ、Sub-Decree として起案され COM に再提出されたのが本草案である。

3. この間、新 LOI の執行細則、PPI に関連する Concession Law と、FDI を含む民間投資を規定する重要な法案が CDC/CIB の下で準備される事になった。現在新 LOI 実施細則が COM と CIB との間の最重点法案として検討されている。SEZ の候補地はシハヌークビルの他タイとの国境沿いにも幾つか有り、そのなかには SEZ として設立される旨の極めて簡単な Sub-Decree の出ているものもある。こうした「カ」国の SEZ 設立に於ける動きは、潜在的な FDI の印象を悪くしていると予想される。事実、特区法の制定が遅々として進まない事から、ベトナムへ流れたタイや台湾の投資家もいる。この辺りが「カ」国の RGC の国際的なビジネスに疎い弱点の一つを示しているものと言えよう。

4. この Draft Sub-Decree は、全 9 章、22 条から構成されており、第 1 章定義、第 2 章 SEZ の建設、運営に係る規定、第 3 章 CIB の SEZ に対する権限と責任、第 4 章 SEZ の開発主体 (Zone Developer) と SEZ への進出投資家 (Zone Investor) の責任、第 5 章 SEZ の投資優遇制度、第 6 章 SEZ 内の EPZ に対する規定、第 7 章進出投資家による現地従業員教育義務からなる。

4. Sub-Decree 全体に渡る印象は、CDC/CIB の SEZ への介入が大きく、アジアの多くの国で成功している経済特区に見られるような、FDI による投資家にとって最も魅力あるファシリティの提供と言う基本からいささかかけ離れているとの感を免れない。特に、SEZ としての最小規模を 50ha.としているが (第 2 条)、経済的にこうした縛りが意味があるのかどうか疑問である。又、第 10 条で SEZ への進出企業の授権資本 (registered capital) を最低 100 万ドルとしているのも「カ」国の経済実態とはややかけ離れている。投資優遇措置として、Developer 及び Investor の VAT を 0%としているが (第 12 条)、具体的な tax

regime 及び MEF との合意等、疑念のもたれるところである。SEZ 投資企業は現地従業員の訓練学校を建てなければならないと言う規定（第 17 条）は、具体的にどのようなファシリティを想定しているのか、内容不明で投資家にとっては大きな負担ともなりかねない。

(1) Sub-Decree on BOT Contract, February 13, 1998

(2) DRAFT Law on Concessions

概説

1. (1) は MEF が提出し、COM が裁可した Anu-kret で NA の審議を経たものではない。現在、UNIDO と世銀の支援で CDC/CIB にて Draft された (2) の法案が Sub-Steering Committee for PSD の中の Sub-Steering Committee on Investment Climate and PPI で検討されている。インフラの開発に民間の資金と経営ノウハウを活用する PPI の基本となる (2) の法律が制定された後には、(1) は効力を失う位置付けと考えられる。

2. (1) は全 4 章、18 条から構成されており、第 1 章総則、第 2 章 Concessionaire の選定規定、第 3 章 Concessionaire の投資優遇措置、第 4 章終章からなる。主要な条文は下記の通り (カッコ内は問題点)。第 2 条、民間だけの間の Contract はこの法律の対象外。第 3 条、CDC がインフラプロジェクトと指定するものが BOT Contract とされ、その具体的な 17 の分野が列挙されている (SEZ は含まれていない)。BOT のインフラ建設コストは 全て Concessionaire の負担とする (弾力性を欠く規定)。BOT Contract には Performance Bond の規定を設ける事。

3. 第 4 条、Contract の最長期間は 30 年とし、Contract により延長可能。Concessionaire の IRR (内部収益率) は Concession を許可する政府当局による事前承認を必要とする (IRR が事前に確定出来るようなプロジェクトは存在しないし、その IRR がプロジェクト実施後変わったらどうするのか? 条文の主旨は不明確)。第 9 条、Concessionaire の選定は競争入札による。但し、落札不調の場合、特殊な案件及び当該プロジェクトが有資格 Concessionaire を特定してしまうような場合は交渉によって決定 (最も重要な規定であるが、競争入札の例外規定が透明性を欠く)。第 10 条、プロジェクト投資コストの規模によって、許可を出す政府省庁が決められている。100 万ドルを超えるものは所管官庁の他、MEF と CDC の許可を要する。

4. 以上の Sub-Decree によって、既に 20 件近い PPI プロジェクトが実施されているが (実施例は IBRD、August 2004 の p.59 Table 4.1 参照) いずれも様々な問題を提起している。最大の問題は、第 9 条の選定基準にある。これを正す意味もあり、Concession Law が検討されているわけであるが、2005 年 5 月 12 日現在の最新 Draft によれば、全 6 章、42 条で構成されており、主な条文は以下の通り。

5. 第1条、本法の目的は、民間資金によるインフラプロジェクトを、公的利益を守りながら推進するものとする。

第3条、定義から Concession Contract は、インフラプロジェクトを実施する Concessionaire と当該インフラを所管する政府省庁、国営企業・公社又は地方政府である Contracting Institution (第4条) との間に締結され、インフラプロジェクトの実施条件を決める契約である。

6. 第5条、対象とするインフラプロジェクトの12の分野を特定している (SEZ が含まれている)。

第8条、CDC が LOI で認可する QIP として Concessionaire に対して、One-Stop Service を提供する事とする (重要な規定で、PPI で最も重要な一つであるプロジェクト開始までの準備期間の短縮につながる。但し、CDC/CIB の能力アップが必須の条件)。

第11条、Concessionaire 選定の原則は、競争入札とし、執行細則に特に定める場合は所管官庁との直接交渉によるものとする (Implementing Sub-Decree の規定が重要となる)。

7. 第16条、Concessionaire は必要に応じて、借入金の調達を出来るが、そのコストとリスクは全て自ら負うものとし、政府に対して訴求 (recourse) する事はできない。例外的に、財政法及び執行細則に基づき政府保証が付される事もある (PPI 実施上、重要な規定で Concessionaire、より正確にはプロジェクトを実行する Project Company は政府保証をあてに出来ない事から借入金調達は原則プロジェクトからのキャッシュ・フローを担保とする事になる)。

8. 第21条、第1項、Concessionaire はインフラ施設の運営とメンテを自らの責任で実施する。第2項、Concessionaire はインフラサービスの継続的な提供義務を負う (継続性だけで良いのか? サービス内容の一定の質も要件であろう)。

第24条、Concession Contract の準拠法は「カ」国の法とする。但し、特定の事案に関して「カ」国に適用する法が無い場合は、契約当事者の選択した国の法に準拠する事が出来る (第1項)。Concessionaire はプロジェクトの執行に当り、必要な付随する契約の準拠法を自由に選べる (第2項)。

9. 第26条、第1項、Contract の当事者の一方である政府機関は Concessionaire に対して、プロジェクト実行に際して必要な土地使用权を取得支援するものとする。

第27条、Concessionaire は、インフラ提供サービスの料金を徴収する事が出来る。Concession Contract はこの料金の決定と調整の方法と方式 (methods and formula) を定めておかななくてはならない (公的利益保護及びプロジェクトの持続性を決定する重要な規定である。両者のバランスをどう取るか最も困難なポイントとなる)。

10. 第28条、第1項、Concessionaire は外貨購入と海外送金が出来る。第2項、Concessionaire は「カ」国の外に自己の銀行口座を開設できる（重要な規定。特に対外借入を行う場合、Escrow 口座の開設が多くの場合海外に必要となる）。

第29条、「カ」国の法律変更により、Concessionaire が当初想定していたコストが著しく上昇、或は収入が著しく減少した場合、Contract の規定に従い Contract 期間中に限り補償される（微妙な規定。誰がどのように損失を補償するのか？ Contracting の際に大きな議論となる）。

11. 第30条、Concessionaire は、Contract に従い「カ」国政府に対してロイヤルティー又は手数料を支払う（これも Contracting の際議論となる。政府の手数料収入の根拠は何か？）。

第40条、Contracting 政府機関は、Contract の実効を保証し、実施をモニターし管理する仕組みを作らなければならない。その結果は当該政府機関の年次予算書に記載し、MEF 或は管轄省庁に報告しなければならない。

第41条、Concession Contract を改定する場合は、事前に MEF 及び関連機関の了承を必要とする。

12. 以上、この法案は、従来他の投資関連法、特に Sub-Decree on BOT Contract に比べ、PPI の実態を良く反映した内容となっている。細かな字句は別として、この DRAFT が制定される事となろう。SEZ 開発もこの法律に従う事になり、Sub-Decree on SEZ は Concessions Law 及び新投資法の各執行細則制定後の本格的検討となろう。

尚、Implementing Sub-Decree on Concessions Law (2004年5月7日付英語版) も入手したが、検討が十分進んでいない為、時間的制約もあり解説は今回割愛したい (IFC/PNH でコメントを求められたが、時間的制約で実施できなかった。実務経験者による解析が必要で、本格調査の一つの仕事とも成り得よう)。

**Various Laws and DRAFT laws related to Commercial Codes**

1. 本報告書の本文でも述べたとおり、RGCはWTO新規加盟国としてのTRIPS上の要請と実体経済からの要請に対応して、制定に時間のかかるCommercial Codes作成に手を着けず、商法の各特別法を優先順位の高いものから法制化している。2005年5月25日現在、Commercial Enterprises Law(会社法に相当)が制定された以外はCommercial Arbitration Lawが国会で審議されているが、他の法案はMOCに3法案がかかっているだけである(報告書の13ページ(表)参照)。

2. ここでは、FDI進出にとって比較的重要なCommercial Enterprises Law及びDRAFT Commercial Arbitration Law(商事仲裁法)を取り上げ概説する。他のCOMにかかっている法案等をここで取り上げないのは、時間的な制約もあるが、大部分の法案がCOMのCouncil of Juristsに提出された後、多くの修正が加えられる上に、英語版(Unofficial Translation)の問題もある。すなわち、起草段階にDonor支援で作成された英語版はKhmer語に訳されてDRAFTとして検討されるが、これ以降は最初のDrafterは通常関与しない。従って、国会での審議を経て法制化されたKhmer語の原本を英訳するのは通常法律に詳しくない各省役人、多くは雇われた現地翻訳者となり、法によって出来不出来が大きい。最も信頼の置ける英訳は、PNHの国際法律事務所(Bi-lingualの現地Lawyerが数人育っている)による英訳版である。

こうした事情から、早い段階のDRAFTの解説は、かえって誤解を与えかねない事になる。民法(DRAFTは日本語)や知財権保護に係る法案等、他の法域についても同様である。

**3. [Law on Commercial Enterprises, May 2005]**

本法律は、全7章、301条で構成されており、第1章総則に続いて各種Partnershipの規定が続き、第4章Limited Company、第5章Foreign Business(総則、代表事務所、支店)、第6章罰則、第7章経過規定、となっている(PNHの最有力の国際法律事務所DFDL(Cambodia) Co. Ltd.の英訳版による)。総則と第4章について概観する。

3-1. 第1条、この法律の適用対象は、「カ」国で事業を行うGeneral Partnership, Limited Partnership, Private Limited Company及びPublic Limited Companyとする。第5条、事業体(ここではCommercial Enterprisesの意とする)はKhmer語の名前を表示しなければならない。第7条、事業体は毎年MOCにMOCの定めるFormに沿って現状を届け出なければならない(具体的に何を報告するのか不明)。

3-2. 第4章Limited Company、第87条、第2項、特に断りのない限り、銀行、保険或は、貸し金業は本法の適用外とする。第88条、Private Limited Companyの要件は以

下の通り：（1）株主が30人以下、（2）株式は一般に売り出されない、（3）株の譲渡に制限がある、（4）過半数の株主と過半数の役員で事業を設立する。設立の手続き形式はMOCが定める。

第89条、Public Limited Company（以下、公開会社）は、本法に基づき証券（security）を一般向けに発行する有限責任会社。

第92条、証券の定義は、会社の全種類の株式、債務、もしくは証券証書とする。

3-3. 以下、B 会社設立、C 会社の権利能力、D 事務所の登記、帳簿及び記録、E 取締役、F 証券と配当、G 証券証書の登録と移転、H 財産保全管理人、I 株主、J 財務内容の公開、K 定款の変更、L 合併、M 解散、N 管財人と続く。

内容は、ほぼ会社法に必要な規定・条文を網羅しているが、「カ」国の実体に照らして、本法が完全適用されるケースは等分の間、極めて稀と想像される。

#### 4. [Law on Commercial Arbitration of Cambodia]

「カ」国は1960年に国際商事仲裁 New York Convention に加盟しているが、商事仲裁に関する如何なる法律も制定されずに来た。近隣国では、Chamber of Commerce が通常果たしている商事仲裁の機能も無く、仲裁事案、特にFDIのそれは一般の裁判所又は Singapore の Arbitration Center に持ち込まれていた。FDIにとって、実は他の如何なる法律にもまして、信頼の置ける仲裁機関の存在とその規定は重要であり、その意味でこの法律の制定は「カ」国の投資環境法整備の重要な第一歩であり、早期の制定が待たれる。ADB の TA で起草された後、CIDA (?) の支援を受け完成、現在国会審議中である。手元にある英文 Draft は ADB 支援の 2003 年 10 月のものであり、現在国会審議中の法案とどの程度異なるのか未確認である。UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration が台本となっており、これに「カ」国の実情を加味したものである。

4-1. 仲裁機関の中心に National Center for Commercial Arbitration が MOC の後見のもとに設立され、実際の仲裁機能は事案によって設けられる仲裁パネルによって果たされる（第10条）。Chamber of Commerce 或は Chamber of Manufacturing も自らのメンバーから起こった事案を裁定するパネルを持てる（第13条）。

4-2. 以下、第4章パネルの構成、第5章パネルの準拠法、第6章仲裁手続き、第7章決裁と仲裁の終了、第8章仲裁決の効果、第9条控訴、第10章裁決の執行、という構成で、センター設立の詳細は執行細則によるとしている。

**Various Laws and DRAFT Laws related to Market function**

広義の経済法、或は市場関連法は、本文 13 頁の (表) に挙げたものが FDI 関連の深いものである。この内、法制化されているのは 1997 年外為法、1997 年労働法、1998 年農産物関連標準法、2000 年製品・サービス品質安全管理法、2001 年土地法、2003 年改正税法である。外為法に関しては、「カ」国の特異な 90 年代の歴史から、米ドルの市場 ("Dollarization") のもと、通常途上国では大きな問題となる為替管理は実質上存在しない。

労働法はその制定年次からも解る様に、内容が実体にそぐわない部分が多々あり、労働争議関係の条文を中心に見直しが迫られている。農産物標準法 (Sub-Decree) も現在見直しの過程にある。品質安全管理法は、その実効性についてこれと対をなす工業品標準規定法の成立が待たれる。土地法は ADB の TA 支援で起草され、「カ」国の社会経済全体の基盤整備としての意味合いも多く、FDI にとっても重要な法律である。但し、その実効は幾つか出されている Sub-Decree (特に、土地所有権登記) の執行状況と ADB が支援している Land Reform Project Phase II の進捗状況と併せ検討の必要がある。(ADB: Land Law of Cambodia, November 2003 参照。尚、今回の現地調査では本人のアメリカ一時帰国で会えなかった ADB のコンサルタント・リーダーで長年携わっている Ms. Patricia Baars との議論が必須である。)

ここでは、2003 年改正税法について、「カ」国の税金、特に FDI にとって重要と見られるものについて説明する。

**[Law on the Amendment of the Law on Taxation, March 2003]**

**[Prakas on the Tax on Profit, December 2003]**

改正税法は、1997 年税法に改定を加えたもので、IMF の支援・アドバイスで制定されている。利益税省令は 1997 年版に改定を加え、2003 年 12 月発令で、同年 1 月に遡及適用されている。以下、PriceWaterhouseCoopers の Cambodia Pocket Tax Book 2005 を基に FDI の視点から要点を挙げておく。

FDI にとり通常関係する税金は;① Profit Tax、② Minimum Tax、③ 源泉徴収税、④ VAT、⑤ 輸入税、⑥ 給与税である。

- ① 利益税は企業の利益に課せられ、標準税率は 20%、石油・ガス、鉱物資源開発は 30%、保険業は保険料総収入の 5%、個人居住者は 0~20%。
- ② Minimum Tax は、売上の 1%。
- ③ Withholding Tax は、支払い金利 15% (非居住者への支払いは 14%)、銀行の場合は普



通預金 4% (定期預金は 6%)。地代・家賃 10% (対非居住者は 14%)。配当金は非居住者向け 14%。ロイヤルティー支払い 15% (対非居住者は 14%)。

- ④ VAT：標準税率は 10%
- ⑤ 輸入税：0%～35%。但し、「カ」国の 1999 年 ASEAN 加盟に伴い、CEPT (Common Effective Preferential Tariffs) プログラムに基づく引き下げ Schedule が存在する。
- ⑥ 給与税：課税基準は国際基準とほぼ同様の居住地/給与支払い元ベースで、給与月額 500K リエル以下 (0%) ～12,500K 超 (20%) と累進課税を取っている。非居住者の受け取る給与には一律 20%。

尚、「カ」国居住者の税法上の定義は下記の通り：

住居を国内に有する者、主たる住まいを国内に有する者、又は、12 ヶ月以内に 182 日を超えて国内に住んでいた者。

**Various Laws and DRAFT Laws related to Intellectual Property Rights**

知的財産権保護に関する法律は全て、WTO加盟の為に2002年以降急速整備されて来たものである。2004年10月WTO加盟を果たした「カ」国には、TRIPSの規定に依り、2007年1月1日までに法制化が義務付けられている法案が未だ幾つかある(本文13頁の(表)参照)。さらに、この分野で重要なBerne条約加盟の準備も進められている。

現在法制化されているものは、2002年商標権法、2003年特許法、及び同年著作権法の3法である。いずれもWIPOの雛形をベースにWIPOの支援で作成されたものである。所管官庁は商標権がMOC、他は現在準備中のものを含めて全てMOC/MIME/MOCHの共管となっている。それぞれについて以下略説する。

**[Law on Marks, Trade Names and Act of unfair Competition, February 2002]**

全16章、72条から成る。第1章総則、第2章登録、第3章失権・無効、第4章合同商標、第5章ライセンス、第6章商号、第7章不正競争、第8章権利侵害と回復、第9章暫定措置、第10章国境での措置、第11章所有権の変更、第12章登録商標の維持、第13章代理人、第14章国際条約の適用、第15条罰則規定、第16章最終規定  
手続面での主な条文は下記の通り。

- 第1条、 本法律の目的は、「カ」国で登録された商標、商号を保護し、それらの不正な使用を防ぐものである。
- 第2条、 排他的な商標権は登録によって取得される。
- 第5条、 全ての登録申請はMOCに対して行われる事とする。
- 第6条、 パリ条約国での先願権の規定
- 第9条、 異なる日に受理された同種の財貨・サービスについての類似の商標については、登録機関が先願権等を確認するまで登録を拒否出来る。類似の商標に関しては、全ての関係者間で協議の上、唯一の申請者が登録権を取得する。
- 第12条、 商標登録の有効期間は申請受理日から10年間とする。申請によって継続して再度10年間の延長が出来る。延長期間の申請に際しては、6ヶ月間の猶予が与えられる。
- 第54条、 MOCは商標登録を維持する機関とする。
- 第55条、 MOCは全ての登録、更新、拒否、削除を記載した公報を発行する。

[Law on Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs, January 2003]

全9章、137ヶ条から成るこの特許法は、WIPOのModel Lawを下書きにしており、英文の条文もこなれたものとなっている。第1章総則、第1条で特許法の守備範囲をPCT (the Patent Cooperation Treaty) にも準拠し、発明特許、有用モデル証、及び登録済工業デザインと定めている。第2条で、法律の目的を、(1) 発明、技術開発の奨励、(2) 内外の投資・商業の振興、(3) 「カ」国への技術移転の促進、及び(4) 工業所有権の保護と謳っている。

第2章特許(第3条～第68条)は本法律の中核であり、第3章有用モデル(第69条～第76条)、第5章工業デザイン(第89条～第113条)にも基本規定を援用されている。この間、第4章国際特許協定条約に基づく国際特許申請(第77条～第88条)が置かれている。第6章共通規定(第114条～第131条)、第7章罰則規定(第132条～第135条)、第8章第136条医薬品に関するWTO2001年ドーハ規約上の例外措置、及び第9章第137条最終規定となっている。ここでは第2章特許、及び特許官の事務を規定した第6章共通規定について見てみる。

第3条、 特許の定義を、発明を保護するために与えられた所有権とし、さらに発明とは製品又はプロセスに係るものとしている。

第5条、 特許の基本要件として、発明が新規で段階を踏みかつ工業的に応用可能なものとしている。

第12条、 特許権取得の先願主義規定。

第14条、 雇用契約に特に定め無限り、契約実施の過程でなされた被雇用者による発明の特許権は雇用主に帰属する。

第16条、 特許の申請は管轄の省庁に対して行う。

第23条、 特許申請は一件毎に行う。

第27条、 申請書にはパリ条約に規定された先願権の宣言を記す事。

第39条、 特許官が特許を認可した場合は、権利証を発行し、認可を公表し、記録簿を作成する。特許権の写しは有料で一般申請者に公開する。

第45条、 特許権の有効期間は申請受理日から20年間とする。

第46条、 特許権維持の目的で、申請後一年目から毎年手数料を納める。

第47条、 所管官庁は公の要請がある場合、或は当該特許権の行使がしかるべき司法により競争を阻害していると判断された場合、特許権者の同意無く特許の利用を決定出来るものとする。但し、其の場合は特許の利用はあらかじめ定められた範

- 第54条、 団内で且つ特許権者に十分な対価を支払わなければならない。  
政府機関による半導体分野の特許利用は公的且つ商業目的外の用途に限られるものとする。
- 第 115 条、 特許ライセンス契約は特許官に届出なければならない。特許官は契約の事実を公開する。届出の無いライセンス契約は第三者に対抗出来ない。
- 第 117 条、 所管官庁の中に特許登録局を設置し、特許権の認可及び維持管理に係る全ての手続きを実施する。
- 第 118 条、 所管官庁は2種類の登録簿をそれぞれ別に管理する：特許/有用モデル証と工業デザイン。
- 第 119 条、 所管官庁はこの法律に定める公開情報を全て官報に記載するものとする。

#### [Law on Copy Rights, March 2003]

本著作権法の正式英文名は "Law on Copyright and related Rights" であり、狭義の著作権（第 2 章）の他、芸術的演技、レコード、ビデオ及び放送についても規定している（第 3 章）。WIPO の Model Law をベースにしており、全 8 章、69 ケ条から成る。ここでは狭義の著作権（Copyright）を中心に概観する。

- 第 1 条で法律の目的を、著作物、文化的産物、演技、レコード及び放送に関して、その正当な利用と文化発展に寄与する事としている。
- 第 2 条に用語の定義があり、その他の関連する権利（Related Right）として演技、レコード、放送が定義されている。
- 第 3 条で、著作物が始めて公けになってから 30 日以内の当該出版物は保護される（著作権が認められる）としている。
- 第 7 条で上記著作物の具体的な形が、a 書籍から m 手工芸品まで列挙されている。
- 第 30 条で著作権は著作から著者の死後 50 年間保護されるものと規定している。
- 第 34 条、著作権の商業的権利の使用は書面によるものとする。
- 第 35 条、著作者の権利の移転は書面による。
- 第 38 条、全ての著作物は自動的に保護され、著者が文化省に著作物を預託する事が出来る。
- 第 39 条、著作権は文化省に対して任意に登録出来る。
- 第 68 条、経過規定として、本法律の規定に違反する行為に対する罰則規定は、本法発効から 6 ヶ月間の経過期間後に適用されるものとする。

(以上)